

と、こういう気持ちで対処をいたしておる次第でございます。したがいまして、私いたしましても簡素で効率的な行政の展開ということで、今日までも農林水産省としてはもう二万人に及ぶ人員の減少というものに努力をし、なおかつ不急不要になつたと思われる補助金の整理でありますとか、あるいは補助金の統合でありますとかあるいはメニュー化方式とか、そういう努力を積み重ねてきておる次第でございます。

しかも簡素な形で、国民の負担の最小限の体制で国家行政を進めていくことができるようにしていかなければならぬと、いか強い給理の御意思れをどうしても実現をしなければならないと、こういうことで今日までもやつてまいりましては、あらゆる方面から来年度予算を編成するに当たりましては見直しを行い、検討を加え、そうしてやがて示されるであります。ところの第二臨調の答申といふものも十分に踏まえて努力をしてまいります。かように考えておる次第でございます。

ただ、私いたしましては、やはり一億一千五百人に対する食糧の供給、食糧の輸入の安定的な確保、そういうことで食糧の心配をかけないよう申上げてきておる次第でござります。

○柄谷道一君 ただいまの大臣の御答弁は、まさに総論そのものであらうと思ひます。そこで、私は各論について若干の質問をいたしたいと思いま

私は、昨年九月二十五日と十月二十四日の二回にわたりまして、決算委員会で日本農政と食管制度の抜本改革について質問をいたしました。改めて申すまでもなく、今日日本農業が、米の過剰生産を中心とする農産物需給の不均衡、食糧安全保障をきわめて低い食糧自給率、兼農家の増大と耕地面積の粗放化、先進諸国と比べてきわめて低い生産性と高い農産物価格、さらに石油多消費型農業

らの転換など多くの困難な問題に直面していることは申すまでもございません。

政府は、本国会議食生活の一音頭^{おんとう}を担当する所でありますけれども、それはあくまでも部分的な手直しでありまして、制度の根幹に本格的なメスを入れるものではございません。しかも文部省議院の附

常決議に、制度の根幹を堅持し、いやしくも部分的管理、間接統制への移行につながることのないようその運用に万全を期すことという前提に立つて十一項目が講決されております。私は、その一事を見ましても、食管制度の抜本改革がいかに困難であるか、これを物語っていると思うのでござります。しかし一方、食管会計の收支損益状況を見ますと、五十三年度六千二百六十三億円、五

十四年度七千二百六十六億円、五十五年度六千九百九十五億円、五十六年度、これは予算でござりますが、六千五百三十一億円と、赤字が累増いたしております。過剰米の処分損失額を含みますと、五十四年は九千三十一億円、五十五年度は八千五十二億円、五十六年見込みは八千六百一億円に及んでおる。これは動かし得ない現実でござります。そこで私は、食管会計の根幹を堅持するといふ

ことになりますならば、一般会計からの調整資金の減額はとうてい不可能でございます。財政再建上食管会計の赤字を縮小し、解消しようとすれども

ば、消費者が金銭に転換する以外に方法はない」ということになるわけでござりますけれども、増税などを引き財政再建を進める中で、食管会計の赤字に対するどうようと対処しようとしておられるのか、

○國務大臣(尾岡高夫君)　炳谷委員御承知のよろこびで、食管の赤字の原因は、米の過剰問題があり、その基本方針をお伺いいたします。

するし、また逆さやの問題がござります。さらとこの食管の管理経費、これが食管の大きな赤字の一つの理由になつておるわけでござります。膨脹

なる過剰米、これの保管料、また過剰米処理のため大きな財政負担をしなければならないといふことがございまして、今年もたしか八百億ほどの過剰米処理の、古米処理の予算が計上されておる

はすでござります。したがいまして、これらの過
剩米をできるだけ早く生産調整によりまして需給
のバランスをとるという本筋をつくり上げて、いく

ことによって、この分の赤字は私は減額をしてしまって、こういうふうに見ることができるわけである。

まするし、逆さやにつきましても、年々消費者米価の若干の値上げという点によつて非常に逆さやによる赤字の額がいまのところは少なくなつてきておる、若干まだ逆さやの体制にはなつておりませんけれども、これも一つの方法としてはやはり米を消費していくだく方々に持つてもらひかどうかと、こういう問題が六月中には決めていかなければならぬ問題の一つでござります。

さらに、管理経費につきましては、これは米の検査官の問題でありますとか、いろいろ工夫をいたしまして、何といっても過剰米をなくすことによつてこれの倉敷料とか、そういうものの財政負担を減らしていくことができる、こういうようにして食管の赤字をできるだけ少なくしてまいりと、これが食管の赤字軽減の私のやりたいと思つておる考え方でございます。

○柄谷道一君 さらに具体的にお伺いいたしますが、本年度の生産者米価、これに対してもう扱われるんですか。

○国務大臣(鶴見高夫君) 生産者本位の取り扱いにつきましては、食管法に明記しておりますとともに、食管法の条文に従いまして米価審議会の意図を聞いて適正に決定したいと、こう思つております。

して、いまのところ、生産者米価についてどういうふうにしていくかという具体的な検討にはまだ入っておりません。

○柄谷道一君 それでは消費者米価でござりますが、昭和五十一年に政府・与党間で、五十一年度以降おおむね五年以内を目途に壳賣逆さやを解消

する旨の申し合わせが行われております。こゝはその五年目の最終年度でございますけれども、本年度消費者米価を上げまして逆さやを完全に無消すると、そういうお考えをお持ちなんですか。

○國務大臣(鶴岡高夫君)　その辺のことだけと
ういうふうに現実に合わせていったらしいのかと
いうような点でつきましては、まだ十分資料も整

つておりませんし、しかも五十一年政府・与党間で取り決めをいたしました際にも、おおむね五年以内と、こういうふうになつておりますて、はつ

きり五年以内に全部なくすというふうにも理解はいたしていないわけでございまして、その辺のところは多少弾力を持たせて考えていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、過ぎやにつきましてはこれまでその縮小に努めてきたわけでありますけれども、今後の取り扱いにつきましては、生産・流通・消費など各般の面に及ぼす影響、

○柄谷直一君 この増税なき財政再建、農業の構造改革に手をつける——なかなかむずかしい。としますと、食管会計の赤字を解消するために安易に消費者米価に転嫁される、私はそれによる財政再建ということがあってはならない、こう思いました。

す。この点は、時間の関係もござりますので、意
として述べるにとどめたいと思います。

は二六・三%、自流通助成費等が二〇・九%、管理経費が五二・八%という比率になつておるわけでございます。食管会計の赤字のもう過半数は

管理経費によってであることが明らかであります。そこで、その管理経費構成比率を見ると、金利が三三・〇%、事務・人件費が二六・一%

保管料が一七・六%，運賃が一二%，集荷経費一・三%となつております。私はこれを見ますと、金利とか保管料、運賃、集荷経費というのには

実態論としてなかなか削るというわけにはいかないといふことですね。そうしますと、この食糧事務所、支所の整理、出張所の廃止など事務・人性費というものに対する見直しというものが食糧公

計の赤字を処理する中で一つの大きなウエートになる。大蔵省主計局の「歳出百科」にも食糧事務所の組織、定員の改善、合理化を図る必要があると指摘されておるところでございます。管理費節減のために大臣としてどういう方針をとらうとしておられるんですか。

○政府委員(松本作衛君) 管理経費を節減いたしましたために事務・人件費の合理化が必要であることは、御指摘のとおりであるというふうに考えております。従来も食糧事務所の定員につきましては大幅な削減を進めてまいったところでございますが、現在もなおまだ合理化の余地があるというふうに考えておりまして、特に食糧検査官につきましてはその節減合理化を図つていただきたいと考えておる次第でございまして、そのために抽出検査の推進というような検査の方法の改善によりまして、おおむね今後六、七年の間に検査官の数を半減するという縮減計画を現在立てるつもりでおりまして、この計画に沿つて計画的な合理化を進めてしまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 昭和四十二年から五十六年度まで、これ十五年間でございますが、この間の減員は八千八百十八名でございます。四十二年を一〇〇としますと、五十六年度が六八・八%という比

率になつておるわけでございまして、私はやはり実態を精査して、いま長官も申されましたよう

に、この問題に対して根本的な見直しを行うといふことが財政再建上重大な一つの課題であるといふことをここで指摘いたしておきたいと思いま

す。

次に、大臣にお伺いするんですが、政府は昨年十月八日、今後十年間の農政の指針となる「八〇

年代の農政の基本方向」「農産物の需要と生産の長期見通し」を公表されております。しかし、これ

を一言で言うならば、わが国の水田面積の約三割

を米から他の作物に転作する必要があるという

のがこの方向であると、こう思ひます。そうい

ういたしますと、この長期計画を推進するためには多額の農業基盤整備事業費、転作奨励金が必要

になるということをございます。私、農水大臣い

ますハムレットの心境じゃないかと思うんですね。

必要があると思うんです。

そこで大臣、お伺いしますが、朝日新聞から発

行されました「補助金と政権党」、この本をお読み

になりましたか。

片や行政改革という大きな命題を抱えておる、

これ、どう対応されるんですか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話をございましたとおり、六十五年におきましては水田

の約三割、これが余剰の水田になると、こういう見通しを持つておるわけでございます。ところで現在は、五十三年度から水田利用再編対策いうの

をおおむね十年間の長期事業、腰のすわった事業

と、いうことで転換を進めておるわけでございま

す。いずれにいたしましても、從来から稲作とい

うのが農業の中心的地位を占めておる、これをよ

その作物に転換をしていくこと、このように要する経費は必要であるというふうに考えま

す。

ただ問題は、面積の方が逐次、第一期におきま

して、そのためには、相当の水田利用再編対策

を始めとする團体等の理解と協力を得ながらや

ります。非常にそういう面では構造的な変化とい

うものを持続的であるというふうに認識をいた

しております。したがいまして、本事業を円滑に

進めるためには、何といましても農業者

と各省の事務レベル折衝で固まりつつあつた時

期、農水大臣に就任した渡辺美智雄さんが農水省

幹部からその経過を聞くと、「大筋は結構。しか

おりません。

その中でたとえば、五十四年度予算案が大蔵省

と各省の事務レベル折衝で固まりつつあつた時

期、農水大臣に就任した渡辺美智雄さんが農水省

幹部からその経過を聞くと、「大筋は結構。しか

おりません。

そこで、大臣にお伺いしますが、農水省のこの

補助金に党利党略は全くないと、こう断言されま

すか。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 新聞に出でおりましたときに、あちこち特に関心の深い点は読んでおりました。

ます。

をしておきたいと思うんです。

一つは、五十七年度予算編成の場合における当然増経費が一体どれくらいになるのか、これは時間の関係上後で資料を出してください。

それから次は、農村整備関係補助金の内容、いわゆるこれは件数、内容及びその総額、これについてリストの提出を求める。

次に、職員設置費に係る国庫補助金の内容、これについていただきたい。

さらに、農村の機械化、施設関係の補助金内容、以上四点について、本日質問時間を非常に短縮、省略をいたしましたので、資料として提出をおいただきたい。その内容は決算委員会でまた述べたいと思いますが、よろしくどうぞ。

○政府委員(渡邊五郎君) ただいま御指摘の資料は私どもで整えまして提出いたしたいと思いま

ただ、当然増経費につきましては、まだ八月末の概算要求までの数字が詰まつておりますので、あるいはこれまでの当然増経費の経過なりを資料としてお出しするようになるかも知れませんので、この点はまた御相談して資料提出させていただきたいと思います。

○柄谷道一君 農水省所管の補助金は千百二十六

件あるんですね、これ、総額二兆六百十二億円でございます。これ一般会計の補助金件数は三千五百十五件でございますから、件数から見ますと、約三分の一を農水省が持つておる、こういう結果になつております。五十四年十二月二十九日の閣議決定による補助金の削減は件数主義でございました。したがつて、大蔵省から指摘されていてるよう

に、農水省関係、衣がえが非常に多いんですね。一つを廃止する、また衣がえをして同じような補助金をつける、こういう傾向がこれは大蔵省からも指摘されてるんです。

そこで、私はこの千百二十六件、きわめて零細

につきましては、先生御指摘のように五十四年の閣議決定以来農水省の件数としましては現在千百二十六件となつております。今後におきましても、この補助金の整理合理化につきましては、特に統合メニューハ化というような問題あることは事務処理の簡素化というような観点から、私ども相当思い切ったことを考えていかなければならぬだらうと、とりわけ五十七年度予算におきましてはかなり財源的な制約があるということになりますと、現実の各地域なり何なりの御要望とこうした問題等にこたえていく補助金の今後のあり方として

は、先ほども申しましたような統合メニューハ化等につきまして積極的に進めていかなくちゃならないこと、このように考えております。

○柄谷道一君 私は、本日提案されております農業研究センターの設置、その背景には地域農業構造といふものがあると思うんですね。そこで私は、地域の実態に即した地域農業の発展を図るという視点からとらまえますと、たとえばいまの現状では「温室の設置ができる事業」、これ十三種類

ござります、補助金ですね。「は場整備ができる主な事業」が二十一事業、「農道整備ができる主な事業」が十六事業、「かんがい排水整備ができる主な事業」として十五、「乾燥貯蔵施設の設置ができる主な事業」が十三、「育苗施設の設置ができる主な事業」十五、「農作業機械の導入ができる主な事業」が十九、「畜舎の設置ができる主な事業」が十

六と、一つの事業をやろうにも非常に広範に多様化されているわけです、手続もめんどくさいでござります。したがつて、大蔵省から指摘されてるよう、農水省所管の事業制度の概要書(事業制度のガイドブック)、これを練りましてこれが一定程度のガムでつくりは、私は何も農村だけ必要とするものじゃないと思うんですね。地場産業のところも必要だし、町にも必要だ、こういうふうに十種の事業が用意されております。この中には、私がさきに指摘いたしました渡辺補助金や武藤補助金も含まれているわけでござります。これらには十種の事業が用意されております。この中には、私がさきに指摘いたしました渡辺補助金や武藤補助金も含まれているわけでござります。

○柄谷道一君 さらに、農村のコミュニティづくりが十種の事業が用意されております。この中には、私がさきに指摘いたしました渡辺補助金や武藤補助金も含まれているわけでござります。これらには十種の事業が用意されております。この中には、私がさきに指摘いたしました渡辺補助金や武藤補助金も含まれているわけでござります。これらには十種の事業が用意されております。この中には、私がさきに指摘いたしました渡辺補助金や武藤補助金も含まれているわけでござります。

○柄谷道一君 簡潔にお願いいたします。

○政府委員(杉山克己君) はい。今日生活排水が優良な農業用水の取得を困難にするというような事情もございまして、私どもそういうことを総合的に実施するため、また土地を有効に提供してこれを公共に使っていくということを考えます」というと、いま先生の言われましたような生活環境施設、これらを生産基盤の整備と合わせて一体的に整備していくということをきわめて有効であるし、必要であると考えるわけでございます。また、そのことはメニューハ方式で自治体がどれを重視的に選べるかということも同時にあわせ配慮しているところでございまして、自治体の自主性といふものは十分生かされると考えておるところでございます。

○柄谷道一君 非常に苦しい答弁なんですけれども、この「補助金と政権党」を一遍読んでくださいよ。これを渡辺大臣とか武藤大臣から言われたときに、農水省の皆さん、これ所管外のえらいものを押しつけられたなど、いかにこれを理由づけるか非常に苦勞されたという一幕がここに書かれております。

か、この視点に立てば千百を超える補助金というのは思い切って集中化して、そして集中投入によっていくことが必要であると考えております。

それで、最近におきます農村の事情を見ますと、一方において規模拡大を図り専門化する農家があると同時に兼業化が進む、あるいは都市住民の移動があつて混住化が進むというようなことで、農村の意識といいますか行動様式といいますが、これはきわめて多様化しております。しか

し、今後ますます地域におきます資源、土地、それが水、こういったものを効率的に全体として活用していくためには、地域住民の総意、合意づくりが私どもきわめて重要であると考えております。

農業の振興という観点から五十二年度から地域農政特別対策事業といふようなものもスタートいたしましたして、むしろ地域の実態に応じたこうした助成事業のあり方ということで現在各種の補助金が実施されております。そうした面で、かなり統合メニューハ化といふことと、地元の意向に合

うように事業のメニューハ方式によりまして選択ができる幅がでております。逆に、そのことがまた各種の事業がどの事業でもできるというような面も出てきてることと、事実でございます。こうした点につきましては、私ども先ほど来申し上げているような、今後の補助金の統合メニューハ化と

いうことで重点的な配分なり、予算編成に取り組んでまいりたいと、こう思つております。こうした目下の農政の課題にこたえていくような、かつ地域の実態に合つたような補助金の仕組みを考えた上でまいりたいと、こう思つております。

○柄谷道一君 さらに、農村のコミュニティづくりには十種の事業が用意されております。この中には、私がさきに指摘いたしました渡辺補助金や武藤補助金も含まれているわけでござります。

○柄谷道一君 うべき所管ではないか、こう思つておるところをきわめて重要な生活環境施設、これらを生産基盤の整備と合わせて一体的に整備していくということをきわめて有効であるし、必要であると考えるわけでございます。

た、そのことはメニューハ方式で自治体がどれを選択的に選べるかということも同時にあわせ配慮しているところでございまして、自治体の自主性といふものは十分生かされると考えておるところ

でございます。

○柄谷道一君 非常に苦しい答弁なんですけれども、この「補助金と政権党」を一遍読んでくださいよ。これを渡辺大臣とか武藤大臣から言われたときに、農水省の皆さん、これ所管外のえらいものを押しつけられたなど、いかにこれを理由づけるか非常に苦勞されたという一幕がここに書かれております。

されているんですね。官内庁の馬車という言葉がりますけれども、これは両方をふさがれまして真つ正面しか見えない。農林水産の立場からしますと、そういう見方も出ると思うんです。それじゃ地場産業にも地域コミュニティづくりが必要だと、今度は通産省が要求する、工業団地にはコミュニティづくりが必要だと。農業ばかりじゃないでしょ、コミュニティづくりというのは。私はそういう面について時間の関係できよは多く触れられませんけれども、現在の農水省の補助金には幾つかの問題点がある。また建設省についても、建設省からもひとつ農道づくりは建設省の所管ではないかという声も上がっておる、私はこそこでいま、本の結びはこうあるんですね。「過保護のもとで、産業が育つはずがない。農業補助金の最大の罪は、農家から自立の精神を奪ったことではあるまい。農業補助金の情報収集と伝達が府県の農政担当者の重要な役目になってきたこと自体、農政のゆがみを証明する。経営感覚よりも、しばしば、補助金を引き出す政治感覚のほうが重要になる。コストを安くする経営努力よりも、票を集めめる政治努力のほうが大切な状態になつておる」、こう指摘しておるんです。私は、いま多難な問題を抱える日本農政再建のために補助金制度について根本的な見直しが必要であることを指摘いたしておきたいと思います。

最後に、時間が参りましたので、センター問題についてお伺いして質問を終わりたいと思います。

巨額の国費を投じて筑波研究学園都市にセンターが概成されたわけでございますが、国民は農業研究センターが今後わが国農業研究のメッカとして新しい技術が開発されていくことを期待しております。この効果を十分發揮するためには、地域や県の研究者は今後センターが開放的に運用されまして、高水準の施設、機械の利用、ここを拠点とした共同研究が行われることを望んでおります。さらに、食糧エネルギー問題に対処

して革新的な技術開発を進めていくためには、他省庁はもちろん民間、大学等との研究交流、共同研究を積極的に強化拡充することが必要であると思います。研究者というのは、とかく閉鎖的で専門のからに閉じこもりがちでございますけれども、それにしては質問時間が三十分というのは何とも皮肉だと思いますから、私はテンポ早く質問もそうであつてはならない。開放的な運営の中に入八〇年代の農政を担当センターとしての位置づけ、役割り、それにあさわしい運用が必要であると思つものでござりますが、大臣から今後の運用に關する所見をお伺いいたしまして、時間が参りましたので質問を終わります。

○國務大臣(鷲岡高夫君) 梶谷委員御主張の点、全く私も同感でございます。特に、やはりこの試験研究によりまして新しい品種一つつくり上げるということが、いかに日本農業のみならず国際的な農業の面にも大きな役割りを果たすかは、これももう明らかなことでございます。あらゆる努力をして、やはり生産性を高めるための大きな一つの一角として、この農業試験研究の進歩発達によるべきところ私は少なくないと、こう考えております。

したがいまして、あの筑波に集中いたしました研究施設、あれをフル回転をいたさせますとともに、やはり世界に先駆的な試験研究体制、総合性、そういうものを持たせまして、そうして農家のすぐ後に立つ、まあ早いことを申し上げますと新しい品種をつくる、そうしてそれを農業経営の中に取り入れることによって、その農業者の労働生産性なり土地生産性なりが急速に進めることができます。それがいまして、あの筑波に集中いたしましたときに役に立つ、まあ早いことを申し上げます。そして、あの方は農業問題に大変興味を持ったときに何回かお会いしたことがございました。そして、あの方は農業問題に關しては相当おられますし、みずからも物をつくったり、特に山関係なんかにも興味をお持ちになつて、御自分でいろいろとやっておられます。そういう立場ありますから、私は、農業問題が貴かれたるでありますから、私は、農業問題に関しては相当理解ある結論が出してもらえるんじゃないかなとあります。いわゆる人間は食べなければ生きていけないわけでありますから、やはりその食糧を生産するためには、確かに土光さんの立場から言えまつたような声も非常に強く出てきておりますので、そういう点も実現をするために、五十年かかるといったようなことは仰せになると思つますけれども、理の通つた答申が出てくるものということを私は申し上げるわけでございます。

○秦豊君 確かに大臣おっしゃるよう、パーソナリティーは別として、いまや公人土光ですからな。しかも、第二臨調は元大本營參謀の作戦のもので、とにかくを監察をした。行政監察、例の。ちゃんとこれ発表されています。それを見ると、補助金の使われ方に局限したところだけを引用してみると、残念ながらあなたの評価は非常に悪い。たとえば五十五地区で二千五百戸を目指したと、これが実現の成果は七百三十五で終わつてござります。それで、その場合に、あらゆるコストを計算する場合には、経営規模のわりと大きい中核農家の生産コストを横並びで参考にしたらどうか、こういう発想もあるでしょう。それから、もとと言えば、たとえばそういう財界の論理と農水省の論理というのは絶対矛盾ですよね。自己同一言で言えば大変亂暴に刈り込めばそういう議論なんです。その場合に、あらゆるコストを計算する基準というものは、経営規模のわりと大きい中核農家の生産コストを横並びで参考にしたらどうか、こういう発想もあるでしょう。それから、もとと言えば、たとえばそういう財界の論理と農水省の論理というのは絶対矛盾ですよね。自己同一言で言えば大変乱暴に刈り込めばそういう議論なんです。そのためには、あなたの方の抱えておられる、つまり日本農業が抱えている問題点が見てすぐ思つたんだありますけれどもね。というのは、私も郵政関係の政務次官をやつております。そして、あの方は農業問題に大変興味を持つておられますし、みずからも物をつくったり、特に山関係なんかにも興味をお持ちになつて、御自分でいろいろとやっておられます。そういう立場ありますから、私は、農業問題が貴かれたるでありますから、私は、農業問題に関しては相当理解ある結論が出してもらえるんじゃないかなとあります。いわゆる人間は食べなければ生きていけないわけでありますから、やはりその食糧を生産するためには、確かに土光さんの立場から言えまつたような声も非常に強く出てきておりますので、そういう点も実現をするために、五十年かかるといったようなことは仰せになると思つますけれども、理の通つた答申が出てくるものということを私は申し上げるわけでございます。

○秦豊君 たまたまかわらずという視点でいるあなた方が厳しく解析されているわけです。いま柄谷議員も引用されましたがあれはなかなか勞作ですよ。ああいう労作を離れて言えば、四年の一月十二日だと覚えてますが、行政管理局がおたくを監察をした。行政監察、例の。ちゃんとこれ発表されています。それを見ると、補助金の使われ方に局限したところだけを引用してみると、残念ながらあなたの評価は非常に悪い。たとえば五十五地区で二千五百戸を目指したと、これが実現の成果は七百三十五で終わつてござります。それで、その場合に、あらゆるコストを計算する基準というものは、経営規模のわりと大きい中核農家の生産コストを横並びで参考にいたらどうか、こういう発想もあるでしょう。それから、もとと言えば、たとえばそういう財界の論理と農水省の論理というのは絶対矛盾ですよね。自己同一言で言えば大変乱暴に刈り込めばそういう議論なんです。そのためには、あなたの方の抱えておられる、つまり日本農業が抱えている問題点が見てすぐ思つたんだありますけれどもね。というのは、私も郵政関係の政務次官をやつております。そして、あの方は農業問題に大変興味を持つておられますし、みずからも物をつくったり、特に山関係なんかにも興味をお持ちになつて、御自分でいろいろとやっておられます。そういう立場ありますから、私は、農業問題が貴かれたるでありますから、私は、農業問題に関しては相当理解ある結論が出してもらえるんじゃないかなとあります。いわゆる人間は食べなければ生きていけないわけでありますから、やはりその食糧を生産するためには、確かに土光さんの立場から言えまつたような声も非常に強く出てきておりますので、そういう点も実現をするために、五十年かかるといったようなことは仰せになると思つますけれども、理の通つた答申が出てくるものということを私は申し上げるわけでございます。

ているとか、あらゆる市町村からやはりつぱに貫徹しました。みごとに期待にこたえましたというリポートがどんどんおたくに集まつておるんだが、それを行管庁の客観的な基準に照らして見ると、それは企業においては粉飾決算のごときものであるといふうな指摘が——これ読んだら、官房長首ひねられぬでも読んだらわかるんだから、後でごらんください。この場ではとても一々照合できませんがね。こういう問題で補助金の補助効果といふものが非常に修たんたるものであるという面をあなたの方の横並びの所管庁の一つである行管庁が公文書で出している。だから、これは今後秋の行革国会では確かに大きなポイントになるでしょう。

そこで、衆議院の会議録を読んでみたんだけれども、それは大臣もなかなか答へ切らぬですよ、いま。はい、この部分を削ります、積算すればこれぐらいになるでしようと言えませんよ。だから、そういう質問はしない、ぼくは。ただ、認識だけを聞いておきたい。官房長になるのかな、これは。つまり、たとえば水田利用再編対策費、それから転作奨励補助金、さらに地域農業生産総合振興推進費補助金、これ相当肺活量がなければ読めないんだ、長いタイトルだから。ぼくなんか二回も切つちやつたんだけれどもね。こういうものがいまだにあるわけですね。

これは一体奨励効果というか補助効果というのを上げているのかと聞けば、十分に上げていますといふ答弁しか返つてこない。むなしの質問になると、だから、一氣に言いますけれども、たとえば農業改良普及事業負担金とか生活改善事業負担金なんというのが並んでいるんですね。普及員も当然おる。一方を見ると、魚価安定基金造成工夫に工夫をしたようなこういうものもあるし、その費用の中には並んでいる。

そこで官房長、あなた方もサマーレビューに備

えて、第二臨調の答申に備えて相当勉強、作業をされていると思うんですが、いま私が挙げたのはボートがどんどんおたくに集まつておるんだが、それを行管庁の客観的な基準に照らして見ると、それは企業においては粉飾決算のごときものであるといふうな指摘が——これ読んだら、官房長首ひねられぬでも読んだらわかるんだから、後でごらんください。この場ではとても一々照合できませんがね。こういう問題で補助金の補助効果と

さりとて、私はいつ申し上げておるわけを述べたいと思います。

いま御指摘になりました補助金のうちで改良普及事業負担金、生活改善普及員関係の負担金、これらは改良助長法という国會で定められた法律に基づいて國としての責任を果たすための事業に対する負担金でございます。御承知のように、農家といふものはもう先ほど來の御議論のとおり、やはり技術を一日も早く取り入れて生産性を高めたいと、こういう気持ちを持っておるわけであります。ところが、自分でなかなか勉強しに出かけるわけにはまいりません。四六時中農家は行動を制限されると、天候のために、作物のために。こう限られたことではありますので、その農家に技術を教えるというためにこの普及員制度というものが設置されています。ところが、やはり食糧安全保険論といふものを作ったにひつ提

めないんだ、長いタイトルだから。ぼくなんか二回も切つちやつたんだけれどもね。こういうものがいまだにあるわけですね。

これは一体奨励効果というか補助効果というのを上げているのかと聞けば、十分に上げていますといふ答弁しか返つてこない。むなしの質問になると、だから、一氣に言いますけれども、たとえば農業改良普及事業負担金とか生活改善事業負担金なんというのが並んでいるんですね。普及員も当然おる。一方を見ると、魚価安定基金造成工夫に工夫をしたようなこういうものもあるし、その費用の中には並んでいる。

そこで官房長、あなた方もサマーレビューに備

されておるわけでありまして、これはもう先進国アメリカにおきましてもヨーロッパの農業先進国におきましても、この普及員の証明があれば融資も受けられる、普及員の証明があれば融資も受けられる。普及員の証明があれば融資も受けられる、普及員の証明があれば融資も受けられる。

さておきましても、この普及員の証明がある限りこの制度は統けていかないと、食糧を確保するためには本当に中では最も大事な部門である。これが比較的、農家を回つて黙々黙々と仕事をしておる諸君でありますので、いつも行政整理になりますとこの問題が行政管理庁あたるから指摘を受けるわけであります。この点は、

○國務大臣(鶴岡高夫君) 私から概略的に申し上

げたいと思います。

いま御指摘になりました補助金のうちで改良普及事業負担金、生活改善普及員関係の負担金、これらは改良助長法という国會で定められた法律に基

づいて國としての責任を果たすための事業に対する負担金でございます。御承知のように、農家といふものはもう先ほど來の御議論のとおり、やは

り技術を一日も早く取り入れて生産性を高めたいと、こういう気持ちを持つておるわけであります。ところが、自分でなかなか勉強しに出かける

わけにはまいりません。四六時中農家は行動を制

限されると、天候のために、作物のために。こう

限られたことではありますので、その農家に技術を教

えます。ところで、やはり食糧安全保険論といふものを作ったにひつ提

めないんだ、長いタイトルだから。ぼくなんか二

回も切つちやつたんだけれどもね。こういうものがいまだあるわけですね。

これは一体奨励効果というか補助効果というのを上げているのかと聞けば、十分に上げていますといふ答弁しか返つてこない。むなしの質問にな

るわけだ。だから、一氣に言いますけれども、た

とえば農業改良普及事業負担金とか生活改善事業負担金なんというのが並んでいるんですね。普及員も当然おる。一方を見ると、魚価安定基金造成工夫をしたようなこういうものもあるし、

その費用の中には並んでいる。

そこで官房長、あなた方もサマーレビューに備

えておるわけあります。しかし、この普及

事業といふものは、農政が統く限り、食糧生産が統

く限りこの制度は統けていかないと、食糧を確保

するためには本当に中では最も大事な部門

である。これが比較的、農家を回つて黙々黙々

と仕事をしておる諸君でありますので、いつも行政整理になりますとこの問題が行政管理庁あたるから指摘を受けるわけであります。この点は、

○國務大臣(鶴岡高夫君) 中核

構造改善事業を二次構というふうな呼び名で呼ばれていたのですが、事業の総体は、そうであれば、これは相当ロングレンジのプランであったわけですね。それで、第一次があつたからぼくら素人はすぐ第三次があるのかと思ったら、第二次と呼ばないで新構造改善事業——新構と言ふのかな、これはたとえば一兆円規模で一千九百地区近く、いエリアを対象にした新たな構造改善事業計画であつて、つまり昨今になつて盛り上がつてきた農業の見直しというふうな発想や論理は踏まえていない。今までの農水省の論理をそのまま拡大再生産させようという事業の路線なのか、理念なのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(渡邊五郎君) お答えいたします。

中核農家という概念で、いま約百万戸の農家を中心にして、農林水産省としてはこの農家を中心として、農地利用増進事業等が拡大してまいりますのも、地域における各般の層の合意、理解がないと規模の拡大ができない、というのが農村の地域社会の実態でござります。専業農家も兼業農家もお互いに住み分けで地域社会が発展するような方向へ持っていくためには、やはり地域内におきますそうちした合意形成をしながら、生産条件並びに環境条件なりを整備しながらそうちいうふうに持つていきたい、これが新農構の考え方でございます。

なお、この種の補助金は、同時に考えたいただきたいのは、価格政策とこの種の構造政策的な補助金の問題でございまして、現在農産物が比較的過剰基調でございます。したがつて価格は、かなりシビアに抑制的な価格政策をとつております。

消費者物価なりあるいは消費者価格の変動、上昇に対しましても農産物価格は比較的低位でございますし、労賃の上昇に對しても農産物価格は非常に低位でございます。かつ、五十四年と五年を比べましても、資材の価格指数は相當上がっていると、農業経営にとっては非常に公益条件は恵まれていないと、むしろ悪化していると、こういうような条件のもとに、いま農用地利用増進等で細規模から比較的大きい規模の方へ耕地面積の移動が行われております。貯貸を通じまして、所有権の移転ということはなかなかむずかしいんでござりますが、貯貸という形で、貸し借りの形で零細農から比較的規模の大きい方へ生産性を向上するという形での規模拡大が行われております。そうちした価格政策並びにこの種の補助手段とが両々相まって、私ども、時間は多少かかりますが、長期的に生産性が向上していくよう農政を進めてまいりたいと、新農構もそういう路線につながるものと考えておるわけでございます。

現場現場ではたくさん山積するでしょう。農地法という問題については今後どう取り組むのか。
○政府委員(渡邊五郎君) まさに御指摘のような問題がございまして、昨年度、いわゆる農地三法ということで、農地法自体におきましても現物小作料を認めるような道を開きましたし、かつ農用地利用増進法を制定いたしまして、借りやすい、貸しやすい条件設定を、従来の農地制度上ほとんど不可能というようなことも言われたような事態も地域の実態に即して可能なように、利用権の設定は短期におきましても貸しやすくするという条件設定はすべて私どもとしては整えたと、現実におきまして農地制度が經營の規模拡大なり生産性の向上の拠点となるような条件は私どもとしては整備、緩和したと、このようになっておりますので、そうした意味で、旧來の農地制度を念頭に置かれましていろいろ御議論があるかと思いますけれども、現状の利用増進法なり現行の農地法におきましてはかなりそうした方向に進んでおります。現にそういう実績も上がってきていると私ども確信しております。

○政府委員(渡邊五郎君)　よくそういう御指摘を受けるわけでございます。将来の担い手として、私ども先ほどから、中核農家百万戸を中心にして、からの生産の担い手といたしたいと思ひますし、今後の中心となるわけでございますが、ただそれだけの農家だけを相手にすればすべてできるわけではございません。たとえば土地改良事業一つ実施いたしますにも、やはり兼業、専業各種の農家が耕地関係も入り組んでいると、そういう農村の実態から、やはり現在四百七十万戸の農家自体を相手にして構造政策なりを進めてまいらなければならぬ。生産の再編成についてもさようございます。したがいまして、その戸数と人数だけを考えいいというような物理的な関係だけで私ども判断するわけにはまいらないと。

ただ、私どもの人の配置や何か、先ほど食糧の検査官の問題等はございましたが、やはり合理化すべき人は合理化いたしますけれども、行政の対象としては、かなり広い範囲にわたって政策を進めてまいりませんと最終的な政策の目標に達し得ないと、こういう考え方を持っておるわけでござります。

○衆議院書記官　この間筑波を見せていただいたんです
が、それで感じたんだけれども、いろんな圃場を歩いた。おもしろい研究もあった。たとえば害虫駆除なんか、科学者のひらめきはおもしろいと思つた。ただ、歩いていまして感じたのは、たとえば一つの圃場を行つたときに、この麦は单當収量は五百キログラムですと、一般その辺の農家は二百五十から三百だと、篤農家で三百五十というふうなのがあった。これは農業技術の問題じゃなく、て、農政の問題だなと感ずるわけですよ。じゃ、麦をどんどんつくりなさいと言つたって、農家が信頼できない、安心できないという問題とぶつか

ればあなたの方の責任、農政の問題、こう思つたんだけれども、そのときに、たとえばおたくの農政では、八十万ヘクタール近いんぼを休ませると、水田を。その場合、いまだとえは休耕田、休耕ということが農政の中では消極的な政策としてどうも位置づけられるくらいがあるんじやなかろうか。もつとアクティブに、休ませるというんじやなくて、たとえば七十万ヘクタール近い水田があるとすると、仮に半分を水田のままで使って、さつき大臣がちらりとおっしゃった飼料用の水稻をつくるというふうなことが具体的に踏み出せないのかということ、これは私どもに阿部昭吾といふうのがいまして、農政の権化みたいな男だが、これの持論なんですよ。それでさらにそれを、えさばかりじやなく、アルコールに転化するというふうなことをシステムとして考えられぬかと、それが研究はしていないのか、するつもりがあるのか、将来性はどうなんだ、こういう点はどうなんですか。

○国務大臣(鬼岡高夫君) まず生産性から言つて、えさにするためにはもう非常に安くなければ

ならない。ところが、御承知のように麦も小麦もつくらなくなつたといふのは、やっぱり間に合わないから農家はつくらない。間に合うために超多収穫の品種をつくりてやらなければ農家は喜んでつくらない。幾ら奨励してもあつつく。したがいまして、そういう超多収穫のえさ米の品種をつくり出そうということで、いま筑波が中心になりましたこれは全国的な各県の試験場の協力も得まして、いまでもやってきてはおりましたけれども、ことしら特に予算措置を講じまして積極的に試験研究に取り組んでおる。したがいまして、その試験研究、國の方針に協力してくれた農家の試験田等については生産調整のカウントの対象に考えていくと、こういうふうにいたしておりますがございます。

○秦豐君 そこで、最後に農水省側に伺つておきたいんですけども、たとえば減反政策を能動的と言つたら、やや肯定的な答弁が大臣からも返つ

てきた。筑波でもやつておる、広げたい、その方

率はどうなんだということ、たとえば七九年から八〇年はアメリカから四百万トン近く入れますよね。そういう問題も絡めて自給率と生

率はどうなんだということ、たとえば七九年から八年はアメリカから四百万トン近く入れますよね。そういう問題も絡めて自給率と生

量、それから、おたくからいただいた資料による轉換率での適性が実証されておると、こういうじみちな技術者の努力もあるんだから、それを吸収して、かなり方々の試験場で好結果を上げている、

なかなかいいのが出ているんですね、大豆品種エンレイ農林五十七号なんといふのが出来た場合に百二十万トンの生産があるのは可能ではないかと、なぜ百二十万トンが有意義なのかと

いうと、国内でこそとか豆腐とか納豆で消費している量は七十万トンだそうですね。それを自給して余りあるじゃないかという観点に立つて休耕田一部の専門家は、休耕田を大豆生産に仮に切りかえ直すとどうなんですか。

○政府委員(二瓶博君) 大豆の自給率等についてのお尋ねでございますが、大豆の生産の現状でござりますが、五十二年に作付面積が七万九千ヘク

タールという非常に底まで落ち込んだわけござりますが、五十三年度からいわゆる水田利用再編成というものがスタートいたしました。このとき大豆を特定作物ということで重要な転作作物に、大豆を特定作物ということで重要な転作作物ということで奨励金の面でも優遇するというような措置をやりまして、それからどんどんふえてきております。

そこで、いまお尋ねのよう、百二十万トンとればというお話をますが、問題は大豆は連作がなかなかきかないというものがござります。

したがいまして、ある程度大豆をつくる、次はまた今度別なものをつくるというその組み合わせの問題等もございまして、簡単に作付面積が、先ほど言いました六十五年四十二万トンというが限度ではなかろうか、こう考えております。

○片岡勝治君 私はまず初めに、防衛庁関係に二、三ただしたいことがございます。

すでにこの委員会でも追及をされました過般の日米合同訓練におきます漁網の切断事故についてでございます。これは、御承知のようにこの委員会でも追及をされまして、防衛庁は最終的に訓練の中止を決定をいたしました。遅まきながらそ

このはえなわが大量に切られたというの、御存じのとおり、共同訓練そのものではありませんで、われわれが考えて設定した訓練海域の中ではこれがなかなかきかないというものがござります。

○政府委員(石崎昭君) 前半の訓練をしておりました六十一年四十二万トンといふのが限度ではなかろうか、こう考えております。

○片岡勝治君 終わります。

二、三ただしたいことがございます。

すでにこの委員会でも追及をされました過般の日米合同訓練におきます漁網の切断事故についてでございます。これは、御承知のようにこの委員会でも追及をされまして、防衛庁は最終的に訓練の中止を決定をいたしました。遅まきながらそ

このはえなわが大量に切られたというの、御存じのとおり、共同訓練そのものではありませんで、われわれが考えて設定した訓練海域の中ではこれがなかなかきかないというものがござります。

○政府委員(石崎昭君) 前半の訓練をしておりました六十一年四十二万トンといふのが限度ではなかろうか、こう考えております。

○片岡勝治君 私はまず初めに、防衛庁関係に二、三ただしたいことがございます。

すでにこの委員会でも追及をされました過般の日米合同訓練におきます漁網の切断事故についてでございます。これは、御承知のようにこの委員会でも追及をされまして、防衛庁は最終的に訓練の中止を決定をいたしました。遅まきながらそ

このはえなわが大量に切られたというの、御存じのとおり、共同訓練そのものではありませんで、われわれが考えて設定した訓練海域の中ではこれがなかなかきかないというものがござります。

○政府委員(石崎昭君) 前半の訓練をしておりました六十一年四十二万トンといふのが限度ではなかろうか、こう考えております。

○片岡勝治君 終わります。

二、三ただしたいことがございます。

すでにこの委員会でも追及をされました過般の日米合同訓練におきます漁網の切断事故についてでございます。これは、御承知のようにこの委員会でも追及をされまして、防衛庁は最終的に訓練の中止を決定をいたしました。遅まきながらそ

このはえなわが大量に切られたというの、御存じのとおり、共同訓練そのものではありませんで、われわれが考えて設定した訓練海域の中ではこれがなかなかきかないというものがござります。

○政府委員(石崎昭君) 前半の訓練をしておりました六十一年四十二万トンといふのが限度ではなかろうか、こう考えております。

○片岡勝治君 私はまず初めに、防衛庁関係に二、三ただしたいことがございます。

すでにこの委員会でも追及をされました過般の日米合同訓練におきます漁網の切断事故についてでございます。これは、御承知のようにこの委員会でも追及をされまして、防衛庁は最終的に訓練の中止を決定をいたしました。遅まきながらそ

このはえなわが大量に切られたというの、御存じのとおり、共同訓練そのものではありませんで、われわれが考えて設定した訓練海域の中ではこれがなかなかきかないというものがござります。

○政府委員(石崎昭君) 前半の訓練をしておりました六十一年四十二万トンといふのが限度ではなかろうか、こう考えております。

○片岡勝治君 終わります。

二、三ただしたいことがございます。

すでにこの委員会でも追及をされました過般の日米合同訓練におきます漁網の切断事故についてでございます。これは、御承知のようにこの委員会でも追及をされまして、防衛庁は最終的に訓練の中止を決定をいたしました。遅まきながらそ

うことは可能なことありますが、さつき申し上げましたように、今度の中止の場合は慎重の上にも慎重を期してやつたわけで、かなり離れた場所を選んでやつたとは言いながら周辺に漁船もいるわけでありますから、昼間明るいときに時間をかけて少しづつ訓練のプログラムを外していくという形で、慎重の上にも慎重を期してやつていくということとで時間がかかったわけでありまして、同時に中止ができないければ軍隊としてはおかしいという常識は確かにそのとおりであります。非常に危険とか混乱といふものは承知の上で即時中止する、そういうことはもちろん可能であります。ただ慎重にやつたということであります。

それから、前田海幕長がやるべきことはみんなやってしまったという発言をしたと、発言、言い回しは私は存じませんけれども、前田海幕長と私は年じゅう意見交換やつておりますから、彼の言わんとするところはわかつておるつもりであります。が、その発言の意味は、新聞が、海幕長が、どうちがうそをついたというようなことではなくて、やるべき訓練というのが、いろいろな訓練の項目をわれわれは用意しておりますが、それはそれまでの何日かの間に順次こなしていったということがうそをついたという意味であります。それで、最後に残った総合的な、いろんな種類の訓練を組み合わせた総合訓練というのは残念ながらできなかつたわけであります。全部こなしたという意味は、個々の対潜訓練であるとか水上打撃戦訓練であるとか防空訓練であるとか、そういう個々の訓練の項目は一応はこなせた、残念ながら最後に全部それを総合してやる訓練は中止のためにやれなかつた、そういう意味であります。私は理解しております。

○片岡勝治君 これは確かめてください。こういふ報道がされているんですからね。つまり、中止をしたけれども項目は全部終わつたということは、駆け込み演習ということになるじゃないですか。しかも私が言つているのは、つまり午後四時

ですからね、あなた方が判断してから十九時間も置けば丸一日あるわけですからね、ほほ。その間訓練をずっと続けたわけでしょう。防衛庁ではやうめようとして、そういう判断をしてからなおかつ相当時間を置けば、常識的に私は考えられますよ、駆け込み訓練ということが。これはひとつ確かめてから返答していただきたい。あなたは推測でいいとお答えしましたけれども、全部終わったということがありますから、仮に残つた項目があればそれを全部お聞かせいただきたい。これはひとつ至急、この事実関係を調べて当委員会に御報告願いたいと思います。

防衛庁は結構です。

○政府委員(石崎昭君) 前田幕僚長の発言は私はこれこれと理解しておりますというふうにさつき申し上げましたが、これは推測で申し上げているのです。それではありません。私は前田幕僚長から直接いろいろ聞いております。で、言わんとするところは、先ほど申し上げましたように個々の訓練はそれまでの何日間で一応順調にこなしたと、しかししながら最後に残っている総合訓練、これはできないう残念ながらできない、十九時間かけてその間でできないことであります。で、中止によってできないう部分というのはあつたわけでございます。一応やれたという意味は、その中止の時点までに予定されていた個々の訓練を何日間かかってやつてしまつて、中止によってできないう意味であります。

○片岡勝治君 では、新聞がでたらめを書いたということですか。訂正しなさい、それなら。○政府委員(石崎昭君) 新聞がでたらめを書いたとも私は思ひません。だから、意味のとり方の問題であろうと思います。

○片岡勝治君 や、そういう答弁じゃだめだ。もう少しはつきりしてください。

○政府委員(石崎昭君) 個々の訓練は一応順調にその日までの分は完了したと、しかしながら予定された全訓練ができたということではないと、そういう意味であります。

○片岡勝治君 新聞には、全部できたと、こういふ報道がされているから、それでは後期の演習は二十三日までだから、二十三日までの分をここまでもし新聞が間違つた報道ならば、あなた方訂正下さいよ。これは新聞がよけいなことを書いた、間違つたことを書いた、でたらめを書いたんだととにかくこの十九時間内にやつちやえ、そういう

うことを言つてゐるわけです。
委員長、私は次へ進みますよ、時間がないんですから。

○政府委員(石崎昭君) 何遍も同じことを申し上げて恐縮であります。が、総合訓練はできなかつたのであります。前田幕僚長も、総合訓練はできなかつたことはもうつきりしておるのであります。だから、全部こなしたということじゃありません。

○片岡勝治君 では、新聞の間違いだったわけですね。じゃ、新聞を訂正しなさい、国民はそう受け取っていますからね。だから、こういう非常に多いまない発表というのは、われわれ国民に非常に大きな疑惑を与えるということになる。まあ、この問題についてはまた後日ゆっくりやります。

○片岡勝治君 では、行政監察月報といふのを、これは行政管理室が出版している本でございますけれども、五十六年三月一日に発行されました。たまたまこの中に、いま問題になつております農林関係の試験研究の問題について非常に詳しく監察結果が出ております。「農業技術の開発と普及に関する行政監察」ということで、これは膨大な資料になつておりますが、相当手厳しい指摘をされておりますね、これには。

私はこれをずっと読ませていただいて、各農業研究所あるいは試験場等において非常にまじめに、一生懸命その成果を上げるべく努力をしていく点は認めるんですよ、これは直接、間接お話を聞いてみましても、優秀な研究員あるいは技術員等が配置をされまして非常に大きな成果をおさめておる。一般的に私は、そういう点について関係者の御努力に敬意を表しておるわけであります。しかし、総体的に言って日本の農業構造といふものが、きょうもいろいろな角度から質問のありましたとおり、一つの転換期を迎えておる。そ

ういう日本農業の構造変化といいますか動向変化といいますか、果たして農業の技術、試験、そういうものが対応しているかどうかということになりますと、私は相当大きな問題をはらんでいるような気がするわけですが、まず総括的に、大臣、この点についてどういう見解をお持ちかお伺いしたい。

(自殺大日 電報高大君) 試験研究機関に対する
行管の御指摘、私どもも十分検討いたしましたして、
今回もそういう行管の意向等も考慮いたしまし
て、試験研究機関の持つたいわゆる研究成果が、も
つと農業者のためになるような体制をつくり上げ
なければならぬと、やはり技術者の手の中にだ
けあつたのではその趣旨を達成しておるというう
けにはまいりませんので、その点についての配
慮。もう一つは、やはりこれから農業経営とい
うものも技術の面からも考えていかなければなら
ないと、そういうことについての取りまとめを、
そういう研究データを総合的に取りまとめをしてか
ら、今回のこのセントラル法案を御提出申し上げて
御審議をちょうだいしているわけでございますの
で、またそういう面から、試験研究機関の成果と
いうものを直接県の試験場なり、また地域農業界
のために有意義にその研究成果を効果あるものと
して活用していくけるような体制をつくるべきであ
ると、こういうことで指導を強化をいたしております。
ところでございます。

○片岡勝治君 具体的に申し上げますと、この蚕糸試
験場——蚕、繭ですね、養蚕関係について相
当細かく分析をしていくわけあります。御承
知のように養蚕業というのは年々縮小いたしまし
て、かつての日本の經濟、もつと小さく言えば日本
農業の中における地位というのが急激に落ちて
きているわけであります。しかし、この蚕糸試
験場といふ機能は依然として従前と同じである
しかも、ここでの研究の成果が農民にどれだけ利
用されているかというと、きわめて少ない。むし
ろ製糸業者でつくり出したといいますか、そうち

うものを農民は利用している。たとえば蚕の種の試験場でつくり出しているものを農家が利用しているのは〇・三%。それから製糸業者がつくり出した種を使っているのが九九・七%ということですよね。そういたしますと、一体蚕糸試験場、もちろんその成果はほかにも利用されていますよ。いろんな面に利用されている点もあるですが、直接農家に利用されているのはごくわずかで、あって、大部分は製糸業者、つまり業者の持ってきたものを利用している。これがもう統計的に出ているわけであります。

もし、こういうことが——事実でしょう、行管が相当細かくやっていますから。私は、だから蚕糸試験場をやめちゃえとかなんとかということじゃないんですよ。そういうじやなくて、やっぱりそういう蚕糸といいますか蚕、生糸、そういう動向が一体どういうふうに将来展望されるか、恐らく農林水産省ではそういうことを考えておったと思うんですね。そういう、将来だんだん縮小していくということがあれば、やっぱりそれに見合った農業行政、試験、あるいはそうちした研究というものの体制を合わせていかなきゃならない。たとえば、養蚕の方がもっと縮小していけば、試験場の方もそれに比例してある程度縮小し他に拡大していくところに力を注いでいくということにしなければ、試験研究というものは一歩おくれていい。こういうことになってしまふわけですね。いたまたま繭の問題を取り上げてみましても、そういうことが言えるわけであります。

しかも人員を見ましても、これは昭和五十四年度でありますけれども、各試験場がたくさんありますね。農業技術研究所、農事試験場、畜産試験場、草地、果樹、野菜、お茶、農業土木、農業総合研究所いろいろあります、その中で人員、つまりその試験場あるいは研究所の人員を見ますと、繭の試験場は五百七十四人で、他の研究所よりも一番多いんですよね。つまり最大の陣容を擁した試験場になっている。一方、繭の方は年々年

年縮小いたしておりまして、かつての一割が二割になってしまっている。こういうのを見ますと、これは農林水産省も一生懸命にやっているけれども、試験体制というものは必ずぶんおくれているなということを私は率直に感ずるのですが、もう一度大臣、こういう具体的な事例をひとつ土台にして見解を承りたい。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 御指摘の養蚕関係については、確かにただいまのところ、日本の養蚕業というものが年々生産高も減少し、養蚕農家戸数も少なくなってきておるということは事実でございます。それに反しまして、結局蚕種についてはやはり品種改良等について、かつての輸出の大宗と言われた時代の体制を現在の養蚕業あるいは製糸業あるいは織物業等にマッチさせるための努力というものの農林水産省としてもやってきておるわけではございますが、ここで一つお考えいただきたいことは、蚕種はやはり国際的に見ますと、養蚕業というものは日本では減っておりますけれども、よその国では相当ふえてきておるわけでございます。そういう方面にも供給ということがあげられておるわけでございまして、そのためにもやはり相当な試験研究体制を持つということがあります。それでは立場をとつておるわけでございます。なお詳しくは局長の方から答弁をいたさせます。

○片岡勝治君 時間がないから、なるべく簡潔にお願いいたします。

○政府委員(川嶋良一君) 具体的なことについていろいろ申し上げたいと思いますけれども、時間の関係で簡単にお答え申し上げます。

蚕糸試験場につきましては、ただいま大臣からお話をあつたとおり、その研究の推進については具体的に毎年いろいろと検討し、施策を講じているわけでございますが、昭和二十一年には千四百人を超す人員でございましたけれども、今日は先ほどのようない五百五十数人ということになつてゐるわけでございます。最近十年間におきましても二百人近い定員を減らしているわけでございます。

ので、私どもとしてはすいぶん努力をして、いると思つて、いる次第でございますが、蚕糸試験場としては、柔から蚕から製糸、貫してやつておりますので、それなりの人員をいま確保している。こういう状況でございます。

なお、実際に農家にこの成果が余り普及されてないのではないかという御指摘もありますけれども、最近御案内のような人工飼料育の問題でござりますとか、あるいは雄、雌によりまして從来大変むずかしい鑑別が特殊の遺伝的操作をするところによりまして目ですぐ見られるよう、こういったような技術等も開発をされておりまして、それが最近は大学その他のところでの研究というのはほとんどされておりませんで、国等の研究は、この蚕糸試験場が一手に引き受けていると、こういう状況でもございますので、蚕糸試験場の役割りは今日非常に高いものがあらうかと思いますが、今後ともこういう実際の研究の需要、一般的な状況を考えながら、この試験研究の効率的な運用につきましては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

水稻、つまり米作に対する試験研究のウエートが非常に高い。しかし一方、農水省は水田利用の再編、別の裏作をやりなさい、そういうようなことをいま指導しているわけですからね。そういう試験研究というものをできるだけ速やかに転換をしてやるべきではないかと、そういう指摘をずっとしているわけです。

たとえば北海道農業試験場のある出張所ですかな、これは。支所ですか、その置いた理由は、ハッカとショウガをつくるためにそういう支所をつくりた。当時は確かにこういう作物が非常に大きな重要な一つの課題であったかもしれませんけれども、その後昭和四十五年ではジョニウギクの栽培農家はゼロになつた。ハッカをつくる農家も年々縮小して、これを見るともう一割にも満たない、こういうことになってきたわけです。しかし、ここではそういう趣旨で設置をされただけれども、そういう研究がもう意味なくなつたので、別にヒマワリとか青ジソ等の研究課題を自主的に取り入れて、そっちの方に転換をした。私は大変結構だと思うんですが、そういう転換は全体的に見れば非常にやっていますよ。やってしますけれども、全体的にこれ指摘されているところを見ると、そういう転換が非常に遅い、こういうことが言われておるわけですから、農林省の言ひ分もわからないわけじゃありませんけれども、これを見るとそういう指摘が総体的に相当手厳しいなされている。

ですから、これは先ほどもいろいろ質問の中に補助金の打ち切りというものが出てまいりました。これはもう第二臨調から見れば大変な話題を投げかけた資料ですよね。これをもとにしてもう一つ試験研究、それなら、そこそかなりあるって試験研究、そういうものはどんどん断ち切られてきますよ、こういった資料だけによってやれば、まあ大臣は筋の通った補助金、そういうものを繰り返し繰り返し言

試験研究というのは、非常にいわば農業にとっても基本的な一つの機能ですからね、これをやたらに削られるということは私も反対です、これは。しかし、こういう資料が出ていればこれはもうねらい撃ちされる。こう思うんですが、もう一度この点について大臣の見解を伺っておきたいと思います。

○國務大臣(亀岡高夫君) 非常に片岡委員からわれわれの期待しておった質問を出していただいて感謝にたえないわけでありますけれども、確かに今までの日本の農水省関係の試験研究機関は米麦重点といいますか、もう麦はほとんど顧みられずに、米中心の傾向がいろんな面で強くなつておるということは、これはもう私も感ずるわけでございます。まあ米は主食でございますので、日本農業の四〇%の収入を農家がそれを得ておるという立場から、大変重要ではあるわけでありますから、これをないがしろにするという意味ではないわけありますけれども、これと大体同じくらいの力を牧草なりあるいは麦なりあるいは大豆なり、そのほかてん菜、バレイショ、野菜等々にも重点的に試験研究の力が入つていかなければならないという指摘を受けておりますことはもうそのおりであると、こう思ふんです。

しかし、そう指摘されましても、一遍にそれは転換ができるのかというと、私はもう日本の農学そのものからやつぱり再検討をする時期になつておるということを昭和三十三年ごろから実は申し上げてきておるわけでございます。もう国立畜産局において牧草、牧草、牧草、自給飼料、自給飼料と言つてはいるが、出世ができないと、そういうものじゃないといったような意識、農水省の

そういう点について、私も就任以来、方向転換をしなければいかぬと、こういうことで、またそないう技術者を大事にする農水省という形をつくりなければいかぬということで、技術総括審議官という制度をつくらせていただいて、そうしてその技術者のやつぱり誇りを持って、米だけじゃなくてほかの面に取り組んでも公平に扱っていけるような体制をつくらにやめたなど、そんな感じを持って取りかかった次第でございます。

したがいまして、行管で去年、おととしあたりの調査の結果そういう監察報告がなされておるわけでありますけれども、そういう点確かに私どもも非常に残念な報告ということになつておりますので、そういう点についての誤解を解く努力をいろいろな面で事務当局といたしましてもやつておることを御理解いただきたいと、こう思う次第でござります。

○片岡勝治君　さらに、国立の試験研究機関についての指摘の中でも先ほども触れましたけれども、一般農民の要求といいますか、あるいは逆に農家のへの成果の普及、こういう面について率直に言って万全な機能を果たしてないということは先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、今日、農家の方でも非常に昔と違つて農民自身の研究、あるいは試験、さらにそれに加えて一般業者の方もそうした面についていろいろ農民の方への普及といふことがもちろんあると思うんですね。そういうこともあると思いませんけれども、試験研究機関と農業団体あるいは農業者等との直接の意見交換、あるいは接觸、そういうものが最近少なくなつてきている。これは大学の研究所と違つて、試験研究機関、つまり国や地方自治体の試験研究機関というのは、直接農民の利益に寄与するといふことが私は第一義的な目的だろうと思うんですね。基本的な根本的な課題は、大学の研究とあそいうところが行うべきものである。できるだけ農民の直接利益にかかるそういうものをや

取り上げ方につきましても、これは一概に農民からの要求を少なくなってきた。こういうことも運営上一つ大きな問題のような気がするわけです。それから、研究課題を何にするかという問題のも統計を見ますと、農業団体や農民からの要求を受けて試験研究をするというのが非常に一般的に多い。そういうことが必ずしも、りっぱな研究機能を持ちながら、農民の期待にこたえられない一つの要素になつてゐるのではないか。もちろん、農民の方ももとと積極的に試験研究機関の成果というものを期待をして問題を持ちかける、その成果を受けとめてやるというような体制が一方に必要でありますけれども、そういう研究体制 자체にも若干検討の必要があるのでないか。

さらに、農業改良普及員とかあるいは生産技術員、そうした農村、農業関係にはさまざまな機能があるわけでありますけれども、総括的に言つて、いま言つたような農民の指導という、機能といふものがやや衰えてゐると言つては失礼でありますけれども、かつてのよな機能を果たしていないという指摘もあるわけでありますから、そういう試験研究の機能と、受益者といいますか農民、あるいは農業団体、こういう点についての接触をもつとこの際強めて、試験研究の成果をより一層効果あらしめるという努力が必要だらうというふうに考へるわけであります。そうでなければ、これもまた臨調の対象になつて、こんな普及員はそれだけ機能を果たしてないなら半分に減らしていくいやしないかというようなことになりかねないと思つわけですが、私は、以上、これを読んだ所感を申し上げて、ひとつ農水省においてもぜひとこの機能がより農業の、あるいは日本の国民の経済に寄与する、そういう機能を果たし得るよう時間がありませんので以上で終わりたいと思いまが、私の見解を申し上げて、私の質問を終わります。

たいと思います。

○峯山昭範君 今回の農業研究センターの設置に関連をお伺いしておきたいと思います。

今回の法案の設置理由の一つに、特に地域農業という問題が取り上げられています。特に、地域農業試験場の連絡強化という点もうたっているわけでありますので、そういう点と多少関連をいたしまして、私はきょうはこの離島の農業という問題につきまして、大臣の所見をお伺いしておきたいと思います。

私は鹿児島の種子島の出身でございまして、種子島のことを特別云々というわけではございませんが、実情を何回も地元の皆さんから聞いておりまして、特に離島の農業のあり方、あるいはこれから農業はどういうふうにしていったらいいかという点で大変離島の皆さんが悩んでいらっしゃる実情というものを聞いてまいりましたので、きょうは大臣とその点について幾つか大臣の所見をお伺いしていきたいと思っております。

大臣も御承知のとおり、日本には離島がたくさんあるわけでありまして、離島の数が三千六百三十九というふうに聞いております。無人島は別と

いたしまして、有人島だけでも四百六十一ある、大

体山形県と青森県などの面積に匹敵する、そして

そこに二百万人の人が住んでいる、こういうふう

に聞いております。したがいまして、離島の農業といふ問題は私は非常に大事な問題である、そういうふうに考えております。

そこで、まず大臣にお伺いをしたいんですけれ

ども、とにかく離島の農業のあり方につきまし

て、やはり総合的な研究、そういうふうな機関あ

るいは離島の農業について専門に指導する國の機

関、こういうふうなものは現実にはどういうふう

になつてゐるのか、そのシステムといいましょうかからくりといいましょうか、そのあり方といいましょうか、そういう点につきまして初めに大臣のお考

えをお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(鶴岡高夫君) 御指摘のように、離島

の農業は、まず何といっても經營規模が零細であります。經營内容、生産品目等におきましても一様ではないということ。さらに、一般的には生産性が低くて市場条件に恵まれないために農家經營が不安定である。したがつて、農家の皆さん方も今後一体どうしたらいいのかということで非常な不安をお持ちになつておることも承知をいたしております。

このような事情にかんがみまして、離島振興法に基づいて國が定めた離島振興計画におきまして、離島農業の振興を図るために經營規模の拡大、生産基盤の整備、機械の導入、技術の普及、水の確保、農業構造の改善をやつておるわけでございまして、そうして生産性の向上を図りながら、加工流通面の改善を図ることを基本方針としておるわけであります。

農林水産省としては、この基本方針にのつとりまして基盤の整備、構造改善事業等の各種の施策の推進を図ると同時に、離島への電気導入については特別の助成措置を講じてきておるところでござります。基盤整備につきましても、離島の特殊性を考えまして補助率の採択基準について特別の

検討を指示をいたしておるところでございます。

○峯山昭範君 総論としましては大臣のおつしや

ることはよくわかりますし、それなりに補助金等

も出ているということも聞いております。

しかし、實際問題としてやっぱり離島の農業の

一番の問題点は、大臣も御指摘のとおり小さな面積、そこにたくさんの品物をつくるでいる、そして何とか典型的な集約農業なんですね。したがつて、農協なりあるいは農水省なり、あるいは県なりの指導監督のあり方といいますのは、いわゆる農家の消長を握つておる、こういうふうに言つても過言ではないわけです。

そこで、こういうような抽象的なことは別にしまして、具体的な問題を幾つか大臣にお伺いしてみたいと思います。

たとえば種子島、屋久島、それから奄美大島、これは沖縄までサトウキビがあります。これは、実は私も去年の暮れからことしにかけまして、数回種子島にも参りました。とにかくことしは塩害、いわゆる潮風による被害ですね、これがもう大変なんです。立ち枯れが多いし、しかも見渡す限りサトウキビの畑は枯れてるわけです。しかも、今度はちょっとした雨によって糖度が全然上がりないということで、地元ではもう大変な被害で悩んでいるわけです。ところが、本土におきましても、さくらんぼが打たれる。

そこで、たとえば離島でも、沖縄とか奄美大島

も、さらに海上輸運交通の問題にいたしまして

も、総合的に離島振興の進展を見ていかなければ

ならないということで、それをやつておきたい

と思います。暖かい方につきましては、やは

り冬期間の野菜の問題、これが物価政策上——私も一年やつてみまして、非常にそういう面で何とか暖かい地帯に屬しております島々の特性を十分に生かしていくような方策がないものだらうかと、いうことで、農林水産省の事務当局に対しまして、一体どうしたらいいのかということで非常な不安をお持ちになつておることも承知をいたしておるわけでございます。

○政府委員(二瓶博君) サトウキビの潮風害によります被害でございますが、これは昨年の十月中旬に鹿児島、沖縄を襲いました台風十九号等によりまして、ただいま先生お話をございましたように、倒伏あるいは折損、枯死というものが生じましたとして、収量の減少なり糖度の低下が見られたわけでございます。こういう被害の実情にかんがみまして、サトウキビの再生産の確保を図るという観点に立ちまして天災融資法の発動を行いました。

鹿児島県も当然この天災融資法の対象といふことで経営資金の融資を行つ。それから自作農維持資金につきましては必要な融資枠を確保をする。それがからサトウキビにつきましては共済制度がござります。大分加入率も高いようですが、被害の実態に応じた共済金の支払い、これも現在锐意作業を取り進めておるというようなことでござります。

他方、ただいま林木の関係のお話もちょっと出たわけでございますが、ことしの冬の豪雪によります林木の被害……

○峯山昭範君 それはいいんだよ、それは。

○政府委員(二瓶博君) よろしくござります

が、では、以上でございます。

○峯山昭範君 これね、いまおっしゃるとおりなんです。それも私わかつて言つておるわけです。

ところが、たとえば天災融資法を発動していろいろやると、それはやつていただいているわけです。

からそれはそれでいいんですけど、要するに

農家の皆さん方がサトウキビを物すごくたくさんつくりていて大量に被害があったというなら、それなりの共済にしたって何にしたって救済できるわけです。ところが、農家の皆さんというのは非常に零細なんですよ、要するに。金額にしても、それは全体ではもうわれわれから考えれば非常に小さい金額なんです。それだけに、いわゆるそういうふうなものでも救済できないような感じの人たちはわかつていただきたいということです。

それからもう一つ、幾つか具体的な問題を申し上げます。一つは、鹿児島の種子島に公社牧場といふのができました。この問題、農水省の方に前回申し上げたことがありますから御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、若い青年が離島で初めて県と国が融資をいたしまして牧場をつくりました。それで若い二十代の青年が入りまして牧場を始めたわけです。その青年たちは五六人ずつ、全部で幾つかグループがあるわけですけれども、やっているわけです。ところが一生懸命やり始めて、お金もつぎ込んで始めた。そして牛乳の生産が始まつて、やつとこれから採算を合は村の要請によってやつた仕事でもなかなかうまくいかない。こういうふうな問題もあるわけです。

きょうは時間の関係ありますから続けて申し上げましょ。

それからもう一つは、田舎の問題ですから、たとえばサトウキビに次いでやっぱりイモなんですね。向こうではカライトモと言いますが、こちらで言えばサツマイモです。このイモ、農家の皆さんも收入源としてはもうイモしかない人がいっぱいいるわけですね。そうしますと、イモをいわゆる収入源にするためにはでん粉にしなければいけないです。ところが、でん粉工場というものは、もう昔は個人の、いわゆる民間のでん粉工場とい

うのも何ヵ所かあつたわけですから、最近は公害設備の問題や何やかやで、結局でん粉工場が零細なんですよ、要するに。金額にしても、それは非常に小さな工場が、いろいろの関係で工場をやめています。農協が今度はでん粉工場をやり始めたんですけども、農協ももう赤字なんです。

いろんな問題がいっぱいありますけれども、量の問題もありますでしょう、あるいは最近は公害防止施設というのをつくらなくちやいけない。これで、それで十分済んでいるようにおっしゃいますけれども、地元ではなかなか、一回の補助金でやつたけれども、公害防止施設がうまくいかない、うまく作動しないというわけです。もう少し大きな設備をつくるないと運用できないということで、またやつた。ところが、でん粉の公害防止施設といふのはもうなかなか大変なんですね。しかし、農協はもうこれやめたいんですけれども、やめてしまふと下がつた。そのため採算がどうしても合わなくなってきた。たとえば、国や県の指導あるいは村の要請によってやつた仕事でもなかなかうまくいかない。こういうふうな問題もあるわけです。

きょうは時間の関係ありますから続けて申し上げましょ。

ささらに今度は、こういうふうな小さな種子島でも、同じように、皆さん御存じのとおり減反政策が割り当てで出てきているわけです。もうネコの

頭のような水田を耕かして、そして種子島の農家の皆さん方がつづったお米だけで、要するに種子島の人口でいわゆる食べていいお米が足るか足りないかといふ問題があらゆる点で行き詰まっているところもあるし、現実に農協や県の指導でやってもうまくしてそれじゃその後どうするかという具体的な指導がどうしてもできない。

そういうふうなことで、非常に離島の農業とい

うのも何ヵ所かあつたわけですから、最近は公害設備の問題や何やかやで、結局でん粉工場が零細なんですよ、要するに。金額にしても、それは非常に小さな工場が、いろいろの関係で工場をやめています。農協が今度はでん粉工場をやり始めたんですけども、農協ももう赤字なんです。

いろんな問題がいっぱいありますけれども、量の問題もありますでしょう、あるいは最近は公害防止施設といふのをつくらなくちやいけない。これで、それで十分済んでいるようにおっしゃいますけれども、地元ではなかなか、一回の補助金でやつたけれども、公害防止施設がうまくいかない、うまく作動しないというわけです。もう少し大きな設備をつくるないと運用できないということで、またやつた。ところが、でん粉の公害防止施設といふのはもうなかなか大変なんですね。しかし、農協はもうこれやめたいんですけれども、やめてしまふと下がつた。そのため採算がどうしても合わなくなってきた。たとえば、国や県の指導あるいは村の要請によってやつた仕事でもなかなかうまくいかない。こういうふうな問題もあるわけです。

きょうは時間の関係ありますから続けて申し上げましょ。

ささらに今度は、こういうふうな小さな種子島でも、同じように、皆さん御存じのとおり減反政策が割り当てで出てきているわけです。もうネコの頭のような水田を耕かして、そして種子島の農家の皆さんがつづったお米だけで、要するに種子島の人口でいわゆる食べていいお米が足るか足りないかといふ問題があらゆる点で行き詰まっているところもあるし、現実に農協や県の指導でやってもうまくしてそれじゃその後どうするかという具体的な指導がどうしてもできない。

そういうふうなことで、非常に離島の農業とい

うのも何ヵ所かあつたわけですから、最近は公害設備の問題や何やかやで、結局でん粉工場が零細なんですよ、要するに。金額にしても、それは非常に小さな工場が、いろいろの関係で工場をやめています。農協が今度はでん粉工場をやり始めたんですけども、農協ももう赤字なんです。

いろんな問題がいっぱいありますけれども、量の問題もありますでしょう、あるいは最近は公害防止施設といふのをつくらなくちやいけない。これで、それで十分済んでいるようにおっしゃいますけれども、地元ではなかなか、一回の補助金でやつたけれども、公害防止施設がうまくいかない、うまく作動しないというわけです。もう少し大きな設備をつくるないと運用できないということで、またやつた。ところが、でん粉の公害防止施設といふのはもうなかなか大変なんですね。しかし、農協はもうこれやめたいんですけれども、やめてしまふと下がつた。そのため採算がどうしても合わなくなってきた。たとえば、国や県の指導あるいは村の要請によってやつた仕事でもなかなかうまくいかない。こういうふうな問題もあるわけです。

きょうは時間の関係ありますから続けて申し上げましょ。

ささらに今度は、こういうふうな小さな種子島でも、同じように、皆さん御存じのとおり減反政策が割り当てで出てきているわけです。もうネコの頭のような水田を耕かして、そして種子島の農家の皆さんがつづったお米だけで、要するに種子島の人口でいわゆる食べていいお米が足るか足りないかといふ問題があらゆる点で行き詰まっているところもあるし、現実に農協や県の指導でやってもうまくしてそれじゃその後どうするかという具体的な指導がどうしてもできない。

そういうふうなことで、非常に離島の農業とい

うのも何ヵ所かあつたわけですから、最近は公害設備の問題や何やかやで、結局でん粉工場が零細なんですよ、要するに。金額にしても、それは非常に小さな工場が、いろいろの関係で工場をやめています。農協が今度はでん粉工場をやり始めたんですけども、農協ももう赤字なんです。

いろんな問題がいっぱいありますけれども、量の問題もありますでしょう、あるいは最近は公害防止施設といふのをつくらなくちやいけない。これで、それで十分済んでいるようにおっしゃいますけれども、地元ではなかなか、一回の補助金でやつたけれども、公害防止施設がうまくいかない、うまく作動しないというわけです。もう少し大きな設備をつくるないと運用できないということで、またやつた。ところが、でん粉の公害防止施設といふのはもうなかなか大変なんですね。しかし、農協はもうこれやめたいんですけれども、やめてしまふと下がつた。そのため採算がどうしても合わなくなってきた。たとえば、国や県の指導あるいは村の要請によってやつた仕事でもなかなかうまくいかない。こういうふうな問題もあるわけです。

きょうは時間の関係ありますから続けて申し上げましょ。

ささらに今度は、こういうふうな小さな種子島でも、同じように、皆さん御存じのとおり減反政策が割り当てで出てきているわけです。もうネコの頭のような水田を耕かして、そして種子島の農家の皆さんがつづったお米だけで、要するに種子島の人口でいわゆる食べていいお米が足るか足りないかといふ問題があらゆる点で行き詰まっているところもあるし、現実に農協や県の指導でやってもうまくしてそれじゃその後どうするかという具体的な指導がどうしてもできない。

そういうふうなことで、非常に離島の農業とい

うのも何ヵ所かあつたわけですから、最近は公害設備の問題や何やかやで、結局でん粉工場が零細なんですよ、要するに。金額にても、それは非常に小さな工場が、いろいろの関係で工場をやめています。農協が今度はでん粉工場をやり始めたんですけども、農協ももう赤字なんです。

いろんな問題がいっぱいありますけれども、量の問題もありますでしょう、あるいは最近は公害防止施設といふのをつくらなくちやいけない。これで、それで十分済んでいるようにおっしゃいますけれども、地元ではなかなか、一回の補助金でやつたけれども、公害防止施設がうまくいかない、うまく作動しないというわけです。もう少し大きな設備をつくるないと運用できないということで、またやつた。ところが、でん粉の公害防止施設といふのはもうなかなか大変なんですね。しかし、農協はもうこれやめたいんですけれども、やめてしまふと下がつた。そのため採算がどうしても合わなくなってきた。たとえば、国や県の指導あるいは村の要請によってやつた仕事でもなかなかうまくいかない。こういうふうな問題もあるわけです。

きょうは時間の関係ありますから続けて申し上げましょ。

の農家にしてみますと、つくりましたイモを持つていく工場がないということで、近所の農協の工場に持っていく構想を立てているわけでございまですが、当該工場、その農協の工場の施設では助成を受けたのだけれども、新しく持ち込まれるイモでは施設が不足をいたしまして、御指摘のように不足をし作動しないというような問題もございまして、現在具体的に県を通じまして私どもの方へ相談に参つております。農協のその件につきましては、何とか措置をしてことしの秋の操業に間に合うように、農家にできるだけ迷惑がかかるようないいことにということで措置をしたいといふことで、現在、詳細について打ち合わせ中でございます。何とかいたしたいというように考えております。

○政府委員(二瓶博君) 水田利用再編対策の関係

五十三年度からスタートをいたしております。

それで、県別配分をやります際には、国といましまして一定の客観的な基準をつくりまして県別配分をやっているわけでございますが、稻作志向がきわめて強いということござりますので、どの地域にも大なり小なり転作の障害となります地理的、社会的な諸事情がござります。たとえば飯米農家が多いので割り当ては困るとか、あるいは良質米地帯だから非常に自主流通米等で売れるところに減反といいますか転作を強いるのはどうとか、山間地がどうとか、いろんな話がござります。したがいまして、やはり全体の御協力を得て、すべての稲作農家の方面に御協力を得て円滑な推進を期すべきであらうというふうに考えております。

県の方には國の方から配分をいたしましたが、さらに今度は県の方で市町村別の配分をするということで、地域ごとの農業事情にお詳しい県の方にお願いをいたしておるわけでございます。したがいまして種子島の場合も、転作の目標面積の配分が、適切な配分がなされているものと一応理解を

いたしております。

達成状況につきましても、五十三年度、五十四年度、五十五年度、いずれも目標を上回る達成状況になつておるというふうに聞いておりますし、いまして、いろいろと問題はあると思います。転作作物としては飼料作物が第一位、第二位はサトウキビというような姿でございます。

いろいろ困難な面はあらうかと思いますが、や

はりすべての稻作農家に御協力をいただきたいと

いうことで考えております。その辺は御理解をいたさうたいと思ひます。

○政府委員(川嶋良一君) 試験研究あるいは技術開発の面についてお答えいたします。

今回御審議をお願いしております農業研究センターの趣旨が、全体といたしまして、総合的な地

域対応を進めいくための技術開発が非常に大きな柱になつておるわけでございまして、農業研究センターのみならず、地域農業試験場あるいは県の農業試験場との一体的な研究の連携、こういうことを心がけているわけでございますので、農業研究センターのものが直接離島の技術開発を担当するということはございませんけれども、それ

それ連絡を密にとりまして、離島の農業の振興の

ために役立つ技術開発、試験研究等についても今後努力を重ねてまいりたいと思います。

○峯山昭範君 大体それそれで、それ

一回見直してほしいと、

そして一つ一つの問題について何とか離島がこれ

島を視察していただきなり、あるいはそういうと

ころに視点を置いてもう一回見直してほしいと、

そこでも、大臣のお考えを最後にお伺いしたい

ですが、特に大臣も、これだけたくさん離島あるわけですし、離島の農業のあり方という問題に一遍頭をそこになよつと置いていただいて、離島を視察していただきなり、あるいはそういうとこ

ころに視点を置いてもう一回見直してほしいと、

そして一つ一つの問題について何とか離島がこれ

からうまくやっていけるようだ、そういうふうな

面の御支援もしていただきたい。また研究開発の

面あるいは研究センターでの問題についても、そ

ういう点にもやはりある程度視点を向けて、具

体的に直接ストレートでそれはやらないにして、

そういう点にも視点を向けてほしいと、その点を

大臣にお伺いし、かつ大臣の所信をお伺いしてお

るわけですが、たとえば乳癌の問題にし

ただきたいのは、大臣、要するに全国の平均のパ

ーセントとか、計画どおりとか、そんなことでは

やつぱり——まあそれはそれでいいかもわかりま

せん。全国的に見れば、たとえば乳癌の問題にし

ます。それでも、全國平均で言えばそろというふうにな

るかもわかりませんが、実際、離島そのものの問

題について考えてもらいたいわけです。たとえ

ば、先ほどのでん粉の工場の問題にしましても、

離島の特性を生かし、そうして離島の農業経営

に積極的に取り組むようにしてまいりたいと、こ

れが大変幸せであると、こう思ひます。離島には

なされば、それはそれでいいと私は思ひます

けれども、万一加害者が明らかにならなかつた

と、そのとき一体漁民の被害というのはだれが補

償をするようになるのか、そしてどの省庁がこ

の問題について責任を持って被害者の救済に當

るのか。

第三点は、加害者が当然判明し、補償が十分に

なされば、それはそれでいいと私は思ひます

けれども、万一加害者が明らかにならなかつた

と、そのとき一体漁民の被害というのはだれが補

償をするようになるのか、そしてどの省庁がこ

の問題について責任を持って被害者の救済に當

るのか。

この三點についてそれぞれの担当の方から御答

弁をいただいて、私の質問は終わりとしたいと思

います。

○政府委員(今村宣夫君) まず被害の実態でござ

いましたが、現在までの日本海のサケ・マスのはえ

いう面で何とかそちらのところを離島の負担に

ならないようになります。

なことも考えて言つておるわけであります。した

がいまして、いろいろと問題はあると思います。

が、それぞれネットもあると思います。先ほど話

があつたとおり、たとえば減反の問題にしまして

も、県としてそれを割り当ててしているわけです

が、種子島は種子島でそういう減反をきちんとや

ついていると、それはそれでわかるわけですから

も、いわゆる離島という問題を真剣に考えて、そ

れなりの指導、それなりの政策というものが必要

ではないかと、そういうことをしみじみと思うわ

けです。

そこで、大臣のお考えを最後にお伺いしたいん

ですが、特に大臣も、これだけたくさん離島あるわけですし、離島の農業のあり方という問題に一遍頭をそこにちよつと置いていただいて、離島を視察していただきなり、あるいはそういうところに視点を置いてもう一回見直してほしいと、

そして一つ一つの問題について何とか離島がこれ

からうまくやっていけるようだ、そういうふうな

面の御支援もしていただきたい。また研究開発の

面あるいは研究センターでの問題についても、そ

ういう点にもやはりある程度視点を向けて、具

体的に直接ストレートでそれはやらないにして、

そういう点にも視点を向けてほしいと、その点を

大臣にお伺いし、かつ大臣の所信をお伺いしてお

るわけですが、たとえば乳癌の問題にし

ただきたいのは、大臣、要するに全国の平均のパ

ーセントとか、計画どおりとか、そんなことでは

やつぱり——まあそれはそれでいいかもわかりま

せん。全国的に見れば、たとえば乳癌の問題にし

ます。それでも、全國平均で言えばそろというふうにな

るかもわかりませんが、実際、離島そのものの問

題について考えてもらいたいわけです。たとえ

ば、先ほどのでん粉の工場の問題にしましても、

離島の特性を生かし、そうして離島の農業経営

に積極的に取り組むようにしてまいりたいと、こ

れが大変幸せであると、こう思ひます。離島には

なされば、それはそれでいいと私は思ひます

けれども、万一加害者が明らかにならなかつた

と、そのとき一体漁民の被害というのはだれが補

償をするようになるのか、そしてどの省庁がこ

の問題について責任を持って被害者の救済に當

るのか。

第三点は、加害者が当然判明し、補償が十分に

なされば、それはそれでいいと私は思ひます

けれども、万一加害者が明らかにならなかつた

と、そのとき一体漁民の被害というのはだれが補

償をするようになるのか、そしてどの省庁がこ

の問題について責任を持って被害者の救済に當

るのか。

この三點についてそれぞれの担当の方から御答

弁をいただいて、私の質問は終わりとしたいと思

います。

○政府委員(今村宣夫君) まず被害の実態でござ

いましたが、現在までの日本海のサケ・マスのはえ

の問題について責任を持って被害者の救済に當

るのか。

なわ漁業の協同組合及び秋田県からの報告を取りまとめたところによりますと、五月十四日から十六日にかけて延べ百三十五隻、実隻数で言いますと七十九隻のはえなわの漁船が被害を受けております。それから五月二十日から二十二日にかけて延べ十隻、これは実隻数で言いますと六隻でござりますが、それはマスの流し網の漁船が被害を受けたおわけでございます。被害の詳細につきましては、現在水産庁において鋭意取りまとめております。

いま申し上げました数字は、漁船から無電で入ってきた数字でございますから、入港をした都度、これをよく事情を聴取いたしまして取りまとめてまいりたいと思つております。その手配はすでにいたしておりまして、入港の都度被害を精査をいたすことにいたしておりますが、被害金額につきまして、日本海のサケ・マスのはえなわ漁業協同組合からの話によりますと、これは前に申し上げました延べ百十七隻、実隻数で七十三隻といふことです。その後ふえた分は入っておりませんけれども、前に報告申し上げました百十七隻、実隻数で七十三隻の被害ということで組合が申しておられます金額は約九千二百万円でございます。水産庁としては、以上のような被害状況につきまして早急に確定取りまとめを行いたいと思つておりますが、大体最終の船が入ってくるのが六月三日でございますから、その取りまとめは六月十日ぐらいに相なると思っておりますが、できる限り早く掌握をいたしたいと思います。

それから被害の補償の問題でございますが、これは被害者から加害者に対して請求して、これら当事者の間で折衝・解決するということが、基本的にはそういう性格のものでございますが、十六日の米側の回答によりますれば、米国としては加害責任を認めているわけではございませんけれども、米国に責任があるとすれば、米国側はこの問題をこの種の事柄の取り扱いに関する確立した経路を通じて迅速に処理することができるよう、日本側主張の損害について詳細にわたる事項を提

供するよう依頼をしております。したがいまして、私どもとしましては、被害を速やかに受け取つておきます。それから五月二十日から二十二日にかけておきますが、それがマスの流し網の漁船が被害を受けておるわけでございます。被害の詳細につきましては、現在水産庁において鋭意取りまとめております。

水産庁としましては、関係省庁と協力しながら

つております。

早急にこの問題を解決を図るように努めてまいりたいと思いますが、先生がおっしゃいましたように、その加害者を確定するということが非常に問題でございまして、アメリカはソビエトの艦船にて引き起こされた可能性の方が大きいという

よろづて引き起こされた可能性の方が大きいという

よろづて引き起こされた可能性の方が大きいとい

うことです。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案を問

題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、こ

れより採決に入ります。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(林道君) ただいま矢田部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(林道君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○矢田部理君 私は、ただいま可決されました農

林水産省設置法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

ただいまの決議に対し、亀岡農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○亀岡農林水産大臣 ただいまは、農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして慎重な御審議の結果、御可決いただきましてまことにあります。

私はいたしましても、本委員会における審議内容を十分尊重いたしまして、今後とも農林水産省に与えられた任務の遂行に全力を尽くす所存でござります。また、ただいま御決定になりました附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。

本当にありがとうございました。

○委員長(林道君) なお、審査報告書の作成について善処すべきである。

一、農業関係試験研究の推進に当たつては、農業研究センターの発足を契機として、先の本院における「食糧自給力強化に関する決議」の趣旨を踏まえて、時代の要請に応じた総合的な試験研究体制の整備を図るとともに、基礎研究を一層充実させ、開かれた研究機関として地城農業の振興に資するよう努めること。

○委員長(林道君) なほ、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

案文を朗読いたしました。
農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

一、農業関係試験研究の推進に当たつては、農業研究センターの発足を契機として、先の本院における「食糧自給力強化に関する決議」

の趣旨を踏まえて、時代の要請に応じた総合的な試験研究体制の整備を図るとともに、基礎研究を一層充実させ、開かれた研究機関として地城農業の振興に資するよう努めること。

○委員長(林道君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後四時四十四分開会
○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

国家公務員法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職

手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、各案を議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま

す。中山總理府総務長官。

○國務大臣(中山太郎君)　ただいま議題となりました國務公務員法の一部を改正する法律案及び國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、國家公務員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員については、大学教員、検察官等一部のものを除いて、現在、定年制度は設けられていないわけであります。近年、高齢化社会を迎え、公務部内におきましても職員の高齢化が進行しつつあります。したがって、職員の新陳代謝を確保し、長期的展望に立った計画的かつ安定的な人事管理を推進するため、適切な退職管理制度を整備することが必要となつておきます。このため、政府は、昭和五十二年十二月に国家公務員の定年制度の導入を開議決定し、政府部内において準備検討を進める一方、この問題が職員の分限に係るものであることにかんがみ、人事院の見解は、一昨年八月、人事院総裁から總理府総務長官あての書簡をもつて示されました。その趣旨は、より能率的な公務の運営を確保するため定年制度を導入することは意義があることであり、原則として定年を六十歳とし、おおむね五年後に実施することが適當であるというものであります。

政府といたしましては、この人事院見解を基本としつつ、関係省庁間で鋭意検討を進めてまいりました。たわけありますが、このたび、国における行政の一層の能率的運営を図るべく、國家公務員法の一部改正により国家公務員の定年制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上

げます。

国家公務員について、大学教員、検察官等一部のものを除いて、現在、定年制度は設けられていないわけであります。たゞ、特殊な官職や欠員補充が困難な官職を占める職員につきましては、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

改正の第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認められる場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期間を定めてその職員の勤務を延長することができるというものです。

改正の第三は、定年による退職者の再任用であります。これは、任命権者は定年により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要がある場合には、定年退職の日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができるというものです。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、職員が二十年以上三十五年以下の期間勤続し、勅選等により退職した場合に法第三条から第五条までの規定により計算した額に百分の百二十を乗じて得た額の退職手当を支給するものとしていたのを、百分の百十を乗じて得た額を支給することに改めることといたします。

第二に、職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講ずるものとします。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日及び経過措置について規定しております。

以上が国家公務員法の一部を改正する法律案及び國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。すなわち、任命権者、人事院及び内閣総理大臣は、この法律が施行されるまでの間、定年制度の円滑な実施を確保するため所要の準備を行なうものとすること、この法律の施行の日の前日までにすでに定年を超えている職員は、施行の日をもって退職するものとすること、ただし、これらの職員についても、定年による退職者の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置をとることが可能であるものとすること等であります。

以上の改正は、昭和六十年三月三十一日から施行されます。

改正の第一は、職員は定年に達した日から会計年度の末日までの間ににおいて任命権者の定める日に退職することとし、その定年は六十歳とすると

いうものであります。ただし、特殊な官職や欠員補充が困難な官職を占める職員につきましては、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

改正の第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認められる場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期間を定めてその職員の勤務を延長することができるというものです。

改正の第三は、定年による退職者の再任用であります。これは、任命権者は定年により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要があると認める場合には、定年退職の日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができる

行するものとし、円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することとしております。

続きまして、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員等の退職手当につきましては、民間における退職金の実情にかんがみ、これを是正する必要がありますと認められますので、政府としては、このたび、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、職員が二十年以上三十五年以下の期間勤続し、勅選等により退職した場合に法第三条から第五条までの規定により計算した額に百分の百二十を乗じて得た額の退職手当を支給するものとしていたのを、百分の百十を乗じて得た額を支給することに改めることといたします。

第二に、職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講ずるものとします。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日及び経過措置について規定しております。

以上が国家公務員法の一部を改正する法律案及び國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。すなわち、任命権者は自衛隊以外の隊員についても自衛隊法の一部改正により定年制度が設けられておりますが、自衛官以外の隊員については、その制度がなく、一般職の国家公務員と同様の退職管理制度を行っているところであります。

このたび、一般職の国家公務員について、国家公務員法の一部改正により定年制度が設けられることに準じてこれと同様の理由から、自衛官以外の隊員についても自衛隊法の一部改正により定年制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明いたします。

第一は、自衛官以外の隊員は定年に達した日以後における最初の三月三十日または防衛庁長官のあらかじめ指定する日のいずれか早い日に退職することとし、その定年は六十歳とするものであります。ただし、これらの隊員が特殊な官職や欠員補充が困難な職を占める場合には、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認める場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期限を定めて当該隊員の勤務を延長することができるとするものであります。

第三は、定年による退職者の再任用であります。これは、任命権者は定年により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要があると認める場合には、定年退職の日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができる

ことと願いいたします。

○委員長(林道君)　大村防衛庁長官。

○國務大臣(大村義治君)　自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

自衛官については、現在、自衛隊法において停

止されています。

改正の第一は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認められる場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期間を定めてその職員の勤務を延長することができるというものです。

改正の第二は、定年による退職者の再任用であります。これは、任命権者は定年により退職した者を任用することが公務の能率的な運営を確保するため特に必要があると認める場合には、定年退職の日の翌日から起算して三年を限度とし、一年以内の任期でその者を再び採用することができる

とします。

以上が国家公務員法の一部を改正する法律案及び國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。すなわち、衆議院において題名及び施行期日並びにその経過措置に関する修正が行われたほか、修正案に言う指定機関等への出向した職員の在職期間の通算について修正が行われたところでござります。

第一部 第一部 内閣委員会会議録第十号 昭和五十六年五月二十六日【参議院】

るものであります。

第四は、以上の改正に伴う経過措置等であります。すなわち、防衛庁長官は、この法律が施行されるまでの間、定年制度の円滑な実施を確保するため所要の準備を行うものとすること、この法律の施行の日の前日までにすでに定年を超えている自衛官以外の隊員は、施行の日をもって退職するものとすること、ただし、これらの隊員についても、定年による退職の例に準じて、勤務の延長及び再任用の措置をとることができるものとすることがあります。

以上の改正は、昭和六十年三月三十一日から施行するものとし、円滑な実施のための準備に関する規定は、この法律の公布の日から施行することと等であります。

以上の改正は、昭和六十年三月三十一日から施行することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明いたしましたが、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(林道君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案は衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分について説明を聽取いたします。衆議院内閣委員長代理事愛野興一郎君。

○衆議院議員(愛野興一郎君) ただいま議題となりました三法律案に対する衆議院における修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、国家公務員法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。兩法律案の附則の規定中に引用されている法律番号の年の表示について、「昭和五十五年」とあるのを「昭和五十六年」に改めることとした次第であります。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、修正の第一は、現在、長期勤続者等に対する退職手当の額については、特例として百分の百二十の割り増しをしているのであります。政府案では、

昭和五十六年四月一日から百分の百十五に、五十一年四月一日から百分の百十に引き下げることとしているのであります。

これに対しましては、退職者の生活設計等に急激な変化を与えないための緩和措置として、昭和五十七年一月一日から百分の百十三に、五十九年一月一日から百分の百十七に、五十八年一月一日から百分の百十に引き下げるに改めました。

第二は、政府案の題名を「国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律」に改め、国家公務員等退職手当法新たに附則を設け、職員が引き続き旧プラント類輸出促進臨時措置法に基づく指定機関職員等として在職した後、再び引き続いて職員になった者の退職手当の在職期間の計算について、公平を期するため、公庫等から復帰した職員と同様の通算措置を講じた次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

職員になつた者の退職手当の在職期間の計算については、公平を期するため、公庫等から復帰した職員と同様の通算措置を講じた次第であります。

○委員長(林道君) 以上で三案の説明の聽取は終りました。

○委員長(林道君) 引き続き、国家公務員法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、兩案の質疑に入ります。

○野田哲君 まず、自衛隊法に関連する問題から質疑に入りたいと思います。

まず第一は、大村防衛庁長官は、平和・安全保障研究所から防衛庁にこどしの三月に提出されたいるといわれる「一九八〇年代後半における国際軍事情勢と日米安全保障体制との関係」、こういいう表題のレポートをお読みになっておられますか、いかがですか。

○國務大臣(大村義治君) そのレポートにつきましては、全文ではございませんが、あらまし読んだけとはござります。

○野田哲君 このレポートは、昭和五十五年度の防衛庁の委託研究という形で委託したものに対し

て提出をされたレポート、こういうふうに理解していいわけですね。この点いかがですか、これは政府委員のお答えで結構ですが。

○政府委員(塙田章君) そのとおりでござります。

○野田哲君 長官、このレポートの三十八ページですね、三十八ページから三十九ページにかけて「米国防情報センターのラロック所長(退役海軍少将)が、核積載可能な艦艇に積まれている核兵器は、オーバーホールや大修理の時以外おろさないことを、日本その他へ寄港するさいおろさないことを断言した」。こういうくだり、御承知ですか。

○國務大臣(大村義治君) 承知しております。

○野田哲君 このラロック発言ですね、これは、この発言があつたときの当委員会で私や同僚の委員、紛れもなくこの席でずいぶん当時の防衛庁長官や外務省関係者と議論をしたことをいまでも記憶に残しているわけであります。このラロック発言、これがその対応策として、当時の安川駐米大使(当時ソル国務次官補)が会談をしたとして、「ラロック発言は、一私人の発言であつて、アメリカ政府の見解を反映するものではない」、こういう新聞発表を行つた。で、このベーバーは、最初は「了解」というタイトルがつけられていながら、後にマジックインキで「了解」という文字を消して発表された。この「了解」が「了解」という文字いうのは海の領海ではなくて、了解したということが、日本政府はこの理解ですが、「この「了解」が、日本国内向けだけのものであり、アメリカ側には文書で記録を残さないためのものであった。日本政府はこの

○國務大臣(大村義治君) いま御指摘のような事柄がこの報告書の中に記載されているということは事実であると考えております。

そこで、どう考えるかといふお尋ねでございますが、お尋ねの報告書は、防衛庁が部外に対し行つてある調査研究委託の報告書であり、その内容は民間研究機関としての立場から書かれたものであります。

○國務大臣(大村義治君) いま御指摘のようないいえ、アメリカでは何にも記録も残さないためにことさらに「了解」というタイトルを消して處理をした、こういうふうに記述をされているわけですが、このことをもつても最近のライシャワー発言、ジョンソン発言、そしてエルズバーグ博士の発言とあわせて、日本における非核三原則の中の持ち込まれずというものがいかに虚構であるか、こういうことをこの文書においても示していると思うんですが、この点について大村長官、どういう認識をお持ちですか。

○國務大臣(大村義治君) いま御指摘のようないいえ、アメリカでは何にも記録も残さないためにことさらに「了解」というタイトルを消して處理をした、こういうふうに記述をされているわけですが、このことをもつても最近のライシャワー発言、ジョンソン発言、そしてエルズバーグ博士の発言とあわせて、日本における非核三原則の中の持ち込まれずというものがいかに虚構であるか、こういうことをこの文書においても示していると思うんですが、この点について大村長官、どういう認識をお持ちですか。

まず第一は、大村防衛庁長官は、平和・安全保障研究所から防衛庁にこどしの三月に提出されたいるといわれる「一九八〇年代後半における国際軍事情勢と日米安全保障体制との関係」、こういいう表題のレポートをお読みになつておられますか、いかがですか。

○國務大臣(大村義治君) そのレポートにつきましては、従来とは異った政府統一見解を発表した。これは、常時核装備する外國軍艦のわが國領海の通航は、領海条約による無害な通航とは認めず、原則としてこれを許可しない」というものだった。

○野田哲君 長官ね、あなたはいまのこの文書は民間の団体がつくったものだから防衛庁は何ら関係ない、こういうふうに言わわれたわけですが、これはとんでもないあなたの認識違いじゃないですか。最初に私は確認をしたように、これは防衛庁が五十五年度の委託として、しかもかつて防衛庁

の重要なポストにいた猪木正道さんが代表をやつて、いる平和・安全保障研究所に委託をして調査して提出されたレポートなんですよ。それを、防衛庁は無関係の文書とは一体どうしたことなんですか。あなたに聞いているのじゃないです、長官ですか。

○國務大臣(大村義治君) 調査研究を委託したこととは事実でございますが、御指摘のくだりの意見につきましては、民間研究機関としての立場から書かれたものでございますので、防衛廳あるいは政府の見解を示すものではない、そういう意味では関係がないと、こういう趣旨で申し上げたわけであります。

題のときに政府といったしましてはそれぞれ措置をいたしているわけでござりますので、改めて調査をするなど、そういうことはいたさなかつたわけでござります。

○野田哲君 これは私はくどいようですがれども、防衛庁がテーマを定めて、金を出して研究を委託したものであります。その委託したものに対してもレポートが出された。このレポートの中に、過去にあった外交防衛上の問題について政府が今まで国是としてとつてきたことと大きく食い違いうような事実があったということが指摘されていれば、これはさらにその真偽を確かめる措置をとるのがあたりまえのことじやないですか。この文書は委託した、それに対して提出されたレポート

例を挙げておりますが、そういうそれがしばしば生ずることがあるということを指摘したその中の一つの例でございます。

私どもはそういうものとしてこれを受け取つておるわけでござりますが、個々のいま先生の御指摘のような核が持ち込まれたかどうかという問題につきましては、これはもう防衛庁が直接所管する立場にもございませんし、防衛庁はこのレボートを受けまして、そういう日米間にはいろんなギャップがあるということを一つ示唆されたものというふうに考えておるわけであります。

○野田哲君 そのずれがいま問題になつてゐるわけであります。日本では、領海や港には非核三原則があり、アメリカからも事前協議がないから入つ

えないでしょ。当然これはアメリカに対し照会をするなり何なりの対応措置が必要なんじないですかということを私は聞いてるんです。これだけのことが書かれているのを黙殺していくんですね。これは外務省がやることだから防衛庁は関係ない、こういうことで黙殺をするということが防衛庁としての正しい対応措置なんですか。そうじやないでしょ。

○國務大臣(大村要治君) ちょっとつけ加えさせていただきたいと思うんですが、この報告書の中につきましても、内容を読んで見ますと、「ラロック証言当時の米国防次官補(報道担当)は、シリエンジニア国防長官辞任後」ともて辞任し、

が委託をして研究をしてもらった。その結果、こういうレポートが提出をされて、テロック発言に対するバックグラウンド、こういうものが記述されて、出しているわけでしょう。その中で、日本が国是としている非核三原則、これに違反をするようなことが調査の結果レポートとして出されるとすれば、これは民間研究機関のものだとということで退けるということにはならないでしょう。防衛庁が委託をして研究をしてもらつたものでしょ。こういう記載があれば、当然防衛庁としては、その事実の真偽についてアメリカ側にあるいは関係研究機関にさらに調査を行わせる、これが当然るべき措置ではないんですか。あなたのように、防衛庁で委託してやらしたもののが、防衛庁に都合の悪い事実が書いてあれば、あるいは日本の政府に都合の悪い事実が書いてあれば取り扱いがない、こういうことではこのレポートは何のためにつくられたんですか、そうじゃないですか。

である以上は、もうこれはオフィシャルなレポートでしょう。私的な団体のレポートとは言えないでしょう。その中に当然いままで政府がとつてきただ方針とは異なった事実が指摘されているとすれば、これは調査するのが当然じゃないですか、どうなんですか、その点。何回でも私はこの点を聞きますよ。あなたじゃないですよ、これは。長官が答えることですよ。

○政府委員(塩田草君) この調査は、いま大臣が申し上げましたように、この機関に委託して出されたレポートでございますが、この記述の個所は「第二章 日米関係に関するアメリカの政策決定と世論」という題で、日米の受け取り方のぶれがあるというテーマで書かれておる第二章の中の一部でございます。で、ここで全体を読んでまいりますと、日米間にいろいろなギャップがあるということを指摘しております。それは織維交渉でありますとか、幾つか例を挙げて指摘しております。その中に、ラロック証言の場合も一つの例として日米間にこういうギャップが生じておるじゃないかという指摘でござります。したがいましてこの記述 자체は、核が持ち込まれたとかどうとかということを指摘した、研究した、あるいは調査したレポートではございませんで、日米間に織維問題にせよラロック証言にせよ、そのほか幾つか

ているはずはない、こういうふうに言っている。これに対してラロックは、核を積むとの可能な軍艦に積まれている核兵器は、オーバーホールやあるいは大修理以外にはおろすことはないという発言をしている。このことについての後始末として安川・インガソル会談が開かれて、ペーパーをつくった。日本向けには「了解」という文字で新聞発表、国会対策をやるために発表された。アメリカ側に向けてはそういうものは一切発表されていない。こういう取り扱いになっているという事実がここに述べられているわけでしょう。単なるこれはそれとかギャップだけの問題じゃないんですよ。

だから、当然防衛庁が委託をして研究機関にくらせたレポート、いろいろ調査をさせたレポートであって、その中に日本の非核三原則に大きく反するようなことの記述があるとすれば、そういう事実があつたと指摘をされているのですから、そういうことがあれば、当然それを受けた防衛庁としてはその真偽をただす。いままでは新聞やあるいは私人の伝聞等の報道だからといううことで取り合わないという態度をとってきたけれども、少なくとも防衛庁が政府として金を出して委託をしたレポートによってそのことが指摘されていふとすれば、これは伝聞とか私人の発言とは言

ボストン・グローブ記者になつてゐるが、筆者質問に対し、「新聞記者としてしゃべるのだが」と前置きし、「一般的にいって、空母には核兵備が積載されているし、入港のさいも、それをはずすようなことはないと考えるべきである」と語つた。」と、こういうふうになつておるわけでござります。またその次、「一、三行置きまして、「ラロツク証言直後、現ジョンズ・ホブキンズ大のナサニエル・セイヤー教授は、筆者に対し「云々と話つた点が引用されているわけでございまして、これらの方々は、発言当時におきましては米国の政府とは関係のない一私人としての発言でございます。これは元国防次官補の方につきましても、またセイヤー教授につきましても同様でございますので、私どもといたしましては、そういったような記載がこの報告書にありまして、直ちに米政府に問い合わせとか、そういうことはいたす必要がないのではないか、このように考えておる次第であります。

例を挙げておりますが、そういううれしがしばしば生ずることがあるということを指摘したその中の一つの例でございます。

私どもはそういうものとしてこれを受け取つておるわけでございますが、個々のいま先生の御指摘のような核が持ち込まれたかどうかという問題につきましては、これはもう防衛庁が直接所管する立場にもございませんし、防衛庁はこのレポートを受けまして、そういう日米間にいろいろなギヤップがあるということを一つ示唆されたものというふうに考えておるわけであります。

○野田哲君 そのそれがいま問題になつてゐるわけでしよう。日本では、領海や港には非核三原則があり、アメリカからも事前協議がないから入っているはずはない、こういうふうに言つてゐる。これに対しテラロットは、核を積むことの可能な軍艦に積まれている核兵器は、オーバーホールやあるいは大修理以外にはおろすことはないという発言をしている。このことについての後始末として安川・インガソル会談が開かれて、ペーパーをつくった。日本向けには「了解」という文字で新聞発表、国会対策をるために発表された。アメリカ側に向けてはそういうものは一切発表されていません。こういう取り扱いになつてゐるという事実がここに述べられてゐるわけでしょう。单なるこれはそれとかギャップだけの問題じゃないんですよ。

だから、当然防衛庁が委託をして研究機関につくられたレポート、いろいろ調査をさせたレポートであつて、その中に日本の非核三原則に大きく反するようなことの記述があるとすれば、そういう事実があったと指摘をされているわけですから、そういうことがあれば、当然それを受けた防衛庁としてはその真偽をたたず。いままでは新聞報託をしたレポートによつてそのことが指摘されてゐるとすれば、これは伝聞とか私人の発言とは言ふ

えないでしよう。当然これはアメリカに対し照会をするなり何なりの対応措置が必要なんじやないですかということを私は聞いてるんです。これがだけのことが書かれているのを黙殺していくんですか。これは外務省がやることだから防衛庁は関係ない、こういうことで黙殺をするということが防衛庁としての正しい対応措置なんですか。そうじゃないでしよう。

○國務大臣(大村義治君) ちょっとつけ加えさせさせていただきたいと思うんですが、この報告書の中で引用されております米国の元国防次官補の発言につきましても、内容を読んで見ますると、「ラロック証言当時の米国防次官補(報道担当)は、シユレッシンジャー国防長官卸任後、ともに辞任し、ボストン・グローブ記者になつてゐるが、筆者の質問に対し、「新聞記者としてしゃべるのだが」と前置きし「一般的にいって、空母には核兵艦が積載されているし、入港のさいも、それをはずすようなことはないと考へるべきである」と語つた。」と、こういうふうになつておるわけでござります。またその次、「三行置きました」「ラロック証言直後、現ジョンズ・ホーリンズ大のナサニエル・セイヤー教授は、筆者に対し、「云々と話つた点が引用されているわけでございまして、これらの方々は、発言当時におきましては米国の政府とは関係のない一私人としての発言でございました。これは元国防次官補の方につきましても、またセイヤー教授につきましても同様でございますので、私どもといたしましては、そういうたよらな記載がこの報告書にありまして、直ちに米政府に問い合わせとか、そういうことはいたす必要がないのではないか、このように考えておる次第であります。

○野田哲君 このレポートに出されている人が、発言当時は公人か私人かということを問題にしているんじゃないんですよ。防衛庁が公式に委託をして調査研究をやってもらつたわけでしよう。委託を受けた側からその委託に基づいて出されたレポートに、日本の港や領海に核が入っていた、こ

ういうことをアメリカ側では具体的に発言をする人がいる、その日本に対するリアクションについての後始末についても、日本向けにはこういう文書をつくたけれどもアメリカではそれは消した、こういふうに取り扱いのギャップが防衛局長が言われるようにあるわけですから、防衛局が委託をして調査してもらつたレポートにこれだけのことが書かれている。だとすれば、これはもう私的な文書ではなくて、防衛局が委託してつくらせたレポートなんですから、オフィシャルな文書になるわけでしょう。そうすると、これだけのものが書かれておれば、これ黙つて見過ごすということは政府としては怠慢ではないですか、こういうことを私は言つてゐるんですよ。いま長官が答えたようなことは私も知つております。読めばわかるのであって、そんなことを聞いてるんじやないんです。これだけのことがレポートとして出されても、何の反応も防衛省はする必要はないんですね。だから真偽を確かめる必要はないんですか、こ

ういうふうに聞いてるんです。

○國務大臣(大村襄治君) こういう御報告があつたことは事実でございますし、またいろいろ引用されておりますが、最後におきましては、いま政府委員が申しましたように、それの点があつたので今後慎重に検討せよと、こういうふうに結ぶべきでござりますが、それについてさらにかかるのぼつて真偽を確かめるとか、そういうことはする考え方を持つておらないわけでございます。

○野田哲君 これはこれ以上押し問答してもあれですか、改めて總理あるいは外務大臣も含めた近く予定の連合審査の中でも一回伺いたいと思うんですが、外務省見えておりますか。——外務省ではこのレポートのことについては承知をされておりません。

○説明員(松田慶文君) お答え申し上げます。そういう調査、委託研究がなされて、その文中

にいま先生御指摘の、それからいま御答弁がございましたような事実があることは聞いております。いまのところ別にこれによつてとるべき措置をどうこうということは考えていないということですか、どうですか。

○野田哲君 外務省としては、これは防衛庁の委託研究の結果のレポートだから、いまのところ別にこれによつてとるべき措置をどうこうということは、いまのところ別にこれによつてとるべき措置をどうこうといふことは考えていないということですか、どうですか。

○説明員(松田慶文君) 本件につきましてまだ防衛庁と十分お打ち合わせをしているわけではございませんが、私ども外務省でも幾多の民間団体に対する委託研究は行っております。役所が自分で調査研究をせずに外部民間に委託するゆえんのものは、自由な御調査、御研究によって潤達な意見をいただく、その中から執務上参考となるべき事実、意見等を承るというのが趣旨でございますのとおりで、そういう経緯でございまして、私が記者会見しましたときには何時に中止になるかまだ調整が終わつておりますので、具体的な時間は承知しております。それで中止になります。

○野田哲君 長官は演習が翌日の午後四時までかかるという、四時にならないと中止ができるない、こういう実態をいつどういう形で承知をされたんですか。

○國務大臣(大村襄治君) 三時に調整が終わつたことを役所の方の仕事にそのままなるとは理解しております。これは防衛庁の場合も同様でございまして、おらなかつたわけでございます。

○野田哲君 いまのところはいつのまに問題提起が仮にございましても、私どもとしては今週冒頭以来、總理、外務大臣等々が貫してお答え申し上げておりますとおり、本件について特段の米側への照会はいたさないということがあります。

○野田哲君 これはまた改めて伺いましょう。次に問題に入りたいと思います。

○野田哲君 大村長官、日本海における日米合同演習ですね、この中止した経過について、防衛庁のとつて置について伺いたいと思うんですが、当委員会

○野田哲君 何か補足があるんですか……。

○政府委員(石崎昭君) いまのようなことを申し上げようと思ったわけです。

○野田哲君 三時に調整が終わりまして、その調整の中身が三時に調整が終わりまして、その調整の中身が十九時もかかっているわけですね。私もささやくころであつたわけでございますが、結論的には午後四時、しかもそれをあらかじめ知らせる必要があるのです七時には命令を伝達した、こういう運びでございました。

○野田哲君 演習やめるのに間が必要だということは私は初めて伺いましたよ。確かに潜水艦などが動いているわけですから、伝達とかあるいは浮上上の措置等について技術的にある程度の時間がかかる、この点は私もわかるんです。しかし、これはその筋の専門の人間に聞きましたけれども、技術的な問題の解決は一時間あれば終わる、こういうふうに私は伺つたんです。もし、いまの長官のおつしやることが本当であれば、防衛局長、あなた

間もかかるというのは一体どういうことなんですか、これは。これ本当の戦争だったら大変なこれが国際問題、背信行為になりますよ。なぜこれだけ時間がかかつたんですか。

○國務大臣(大村襄治君) 時間がかかりましたのは、今回の訓練は平時において日米相互間で計画したわけでございますが、そのときには、諸般の情勢にかんがみ、日米共同訓練を中止する方針で日本双方の調整にただいま入りましたということを、いわば中間報告で申し上げたわけでございます。それ以降日米相互間で調整に入りまして、それが部内手続を経たわけでございまして、結果的には午前七時に日米双方訓練部隊へ命令を伝え、二十二日の十六時をもって訓練を打ち切つたと、こういう経緯でございまして、私が記者会見しましたときには何時に中止になるかまだ調整が終わつておりますので、具体的な時間は承知しておらなかつたわけでございます。

○野田哲君 長官は演習が翌日の午後四時までかかるという、四時にならないと中止ができるない、

これがやはりその後における事故防止のために必要なことを担当の参事官から報告を受けまして承知しました。

○國務大臣(大村襄治君) 三時に調整が終わつたことを担当の参事官から報告を受けまして承知しました。

○野田哲君 三時というのはいつのまに問題提起が仮にございましても、私どもとしては今週冒頭以来、總理、外務大臣等々が貫してお答え申し上げておりますとおり、本件について特段の米側への照会はいたさないということがあります。

○野田哲君 何か補足があるんですか……。

○政府委員(石崎昭君) いまのようなことを申し上げようと思ったわけです。

○野田哲君 三時に調整が終わりまして、その調整の中身が三時に調整が終わりまして、その調整の中身が十九時もかかっているわけですね。私もささやくころであつたわけでございますが、結論的には午後四時、しかもそれをあらかじめ知らせる必要があるのです七時には命令を伝達した、こういう運びでございました。

○野田哲君 演習やめるのに間が必要だということは私は初めて伺いましたよ。確かに潜水艦などが動いているわけですから、伝達とかあるいは浮上上の措置等について技術的にある程度の時間がかかる、この点は私もわかるんです。しかし、これはその筋の専門の人間に聞きましたけれども、技術的な問題の解決は一時間あれば終わる、こういうふうに私は伺つたんです。もし、いまの長官のおつしやることが本当であれば、防衛局長、あなた

の担当で、いま日米共同作戦のための研究が続けられておりますが、相手國のあることだからということで、一緒に戦争をやろうという國があることによつて戦争をやめることに十九時間も時間がかかる、こういうことは大変な問題を投げかけてゐると思うんですよ。アメリカと一緒にやつておればそんなに時間がかかるんですか。これ事実だったらもう大ごとですよ。これはどう理解すればいいんですか。

○政府委員(塩田章君) いま大臣からお答えございましたよなうな経緯でございます。

いまお話しのようだ、潜水艦に対する伝達の問題も技術的にはもちろんござりますし、水上艦艇のようなわけにはいきませんけれども、そういうことも含めまして、いま大臣がお答えしましたように精密に組んだ計画を整々とやめて、事故なく、混乱なくやめるというためにある程度の余裕を見て、その時点で一齊にもう完全に終わるという形をとるためにとつた措置でございます。

いまも長官からもお答え申し上げましたように、指揮系統が全く別なものでございますから、一つの指揮系統のもとに動く部隊とは違うといふこともこれはぜひ御了解いただきたい、また演習でありますために、非常に精密に計画を組み上げております。その組み上げた計画を通りなく、整整々と中止に向かつて持つていくといふのとために若干の余裕を見たということでおさいます。うに考へているわけでござります。

○野田哲君 中止の公表から十九時間もかかったことを大変うまくいったというような感覚で受けとめられては私は大変だと思うんですよ。海幕の方では言つていますね、やることは全部やつて終えた、成績があつたと、こういうふうに言つてゐるわけです、やることは全部やつたと。

私は、今回の問題で私どもにとつての一番の教訓は何であつたかと言えば、これはシリアルンコントロールというものがいかに不徹底なものであるか、このことを一番端的に示しているんじやな

いかと思うんです。私がいろいろ調査をし承知を

している事情というのは、いま局長や長官が説明されるようないきさつではなく、海幕の制服の諸君がアメリカの第七艦隊側と演習中止を打ち合わせをするに当たつて、やれるだけのことをやるためにはどれだけの時間が必要かということで、結果、長官の了解を得ないで、翌日の二十二日の午後四時でなければ終えることができないというこ

とを時間設定をして、双方の国の制服が決めたことである。後であなた方は知られたんだ、こういうふうに言われておりますが、そうでしょう。

○国務大臣(大村襄治君) 先ほど申し上げましたように、前夜九時過ぎに日米双方なるべく速やかに中止することとし、その調整に入るという合意には達したわけでございますが、細目を含めての調整はその後行われたものでございまして、あらかじめ設定されていたものではないというふうに考えております。

○野田哲君 長官は二十二日の午前三時に調整が終わったということを聞いたと言われているのですが、この調整の中で、最大限にやることをやるためににはどれだけの時間が必要か、こういうことで演習終了の時間を制服士の調整の中で午後四時ということを決めた。後でそれを調整の結果として大村防衛庁長官に知らされた、こういうことでしょう。そうすると、これはシリアルンコントロールというふうに私は聞いています。それが実現をしなかつた、そういう状態の中で二十一日にさらに事故が起きた、そこで長官が決断をされた、こういうふうに私は聞いているんです。それは私の聞いたところですから事実かどうか……。

確かに中止ということについては大村長官が判断をされた。そのことは私も大村長官の決断として評価をしているんです。ただ、大村長官が決断をした後、アメリカ側と調整に入る段階で午前三時までかかつて調整が行われた。技術的な面から言えば、それから二十二日の午前三時から二時間が三時間、夜明けごろまでかければ技術的な問題は解決をしたはずなんです。それを四時まで延ばしたというのは、これはやるだけのことはやつていいこう、こういうことで制服が調整ということに名をかりて中止の実際の時間を延ばしに延ばした、こういうことじゃないですかということを私はシリアルンコントロールの責任を果たして、私はシリアルンコントロールの責任を果たしていると考えておきます。あとは、

この周密に組まれた訓練でございますから、それ

ができるだけ速やかにというのを、趣旨を生かすためにはどうするかということにつきましては、はじめ計画されておるところでございます。ところが、アメリカの第七艦隊側と演習中止を打ち合わせをするに当たつて、やれるだけのことをやるためにはどれだけの時間が必要かということで、結果、長官の了解を得ないで、翌日の二十二日の午後四時でなければ終えることができないというこ

とを時間設定をして、双方の国の制服が決めたことである。後であなた方は知られたんだ、こういうふうに言われておりますが、そうでしょう。

○国務大臣(大村襄治君) 今回の日本海における

日米共同訓練は、前半が五月十一日から十五日ま

で、後半が十九日から二十三日まで、これはあらかじめ計画されておるところでございます。ところが、この十五日までの前半の段階におきましたが、作戦の訓練、始めるよりは終止をつける方がむずかしい。その点を担当者も十分理解して、こ

れ以上混乱が起きないように、事故が起ららない

ようにきちつと決めるために若干の時間がかかる、こういうふうに私は理解しております。発動いたしましたのは私でございます。

○野田哲君 中止を大村長官が決断された、それは確かにそのとおりです。大村長官は十六日のあの事故の起きた段階で、後半の十九日からの演習は中止すべきではないかという判断をされていた。ようやく私は聞いているんです。内局の防衛局長あらかじめ設定されていたものではないというふうに考えております。

○野田哲君 長官は二十二日の午前三時に調整が終わったということを聞いたと言われているわけですが、この調整の中で、最大限にやることをやるためににはどれだけの時間が必要か、こういうことで演習終了の時間を制服士の調整の中で午後四時ということを決めた。後でそれを調整の結果として大村防衛庁長官に知らされた、こういうことでしょう。そうすると、これはシリアルンコントロールというふうに私は聞いています。それが実現をしなかつた、そういう状態の中で二十一日にさらに事故が起きた、そこで長官が決断をされた、こういうふうに私は聞いているんです。それは私の聞いたところですから事実かどうか……。

確かに中止ということについては大村長官が判断をされた。そのことは私も大村長官の決断として評価をしているんです。ただ、大村長官が決断をした後、アメリカ側と調整に入る段階で午前三時までかかつて調整が行われた。技術的な面から言えば、それから二十二日の午前三時から二時間が三時間、夜明けごろまでかければ技術的な問題は解決をしたはずなんです。それを四時まで延ばしたというのは、これはやるだけのことはやつていいこう、こういうことで制服が調整ということに名をかりて中止の実際の時間を延ばしに延ばした、こういうことじゃないですかということを私はシリアルンコントロールの責任を果たして、私はシリアルンコントロールの責任を果たしていると考えておきます。あとは、

○野田哲君 経過はともかくとして、私が聞いて

いるのは、二十二日の午前三時まで調整がかかると言われる。それはそれとして、調整が終われた技術的に可能な時間というのは、何もその日の午後四時までからないでしょう。だからつま

り、結局は大村長官は国民に対する影響を考えて中止を決断されたけれども、演習のメニューは全部やつてから終わつたというような結果になつてゐるんじゃないですか。もつと言えば、中止を決断した以上は技術的に可能な最短時間で切り上げる、こういう措置がとられるべきじゃないかたのか。そこが私は、制服の諸君が長官の意向を少し無視をして走り過ぎてはいませんか、こういふ指摘なんですよ。これはもう際限ございませんから、次の問題に進んでまいりたいと思います。

自衛隊関係の人事管理、定年制の問題をこれら審議をするわけでありますけれども、退職自衛官の問題について私は少し伺いたいと思うんですが、隊友会という団体がありますね、隊友会。これは正会員は退職自衛官、それから賛助会員は現職自衛官、特別会員は会長が承認をした人、こういう形で構成をされている。これはそういう理解でいいわけですか。

○野田哲君 そのとおりでございま

す。

○野田哲君 この賛助会員、現職自衛官の賛助会員というのは、大体ほとんど入っているわけですか、どうなんですか。

○政府委員(石崎昭君) この賛助会員というのは最近の数で約二十一万人でございまして、そういう数字を見ればほとんどと言つていいと思ひます。

○野田哲君 定款によると、賛助会員も会費が課せられているようになつて、いたと思うんですが、会費はどういう取り扱いで納めているわけですか。

○政府委員(石崎昭君) 会費は、定款によりますとあります。それが、定款で書かれていて、幹部の場合、大体一人三百円ぐら

いといふことがあります。

ういうふうに五千二百万が翌年は一億四千六百万になります。次はまた一億ふえて一億五千四百万になります。こういうふうにどんどんふえていった根拠は一体具体的には何ですか。

○政府委員(石崎昭君) いま申し上げましたように、再就職対策というものが重要である、それから再就職の環境というものが次第にむずかしくなつてきている、そういう状況を反映しているものと考えます。

○野田哲君 就職あつせんということになれば、これは労働省の職業紹介事業の許可を受けなければいけないわけですね。そこで労働省の実情を見ると、社団法人隊友会援護本部、この手続によると、ことしの初めの調査でいくと、この職業紹介事業は許可をしたばかりであるから紹介実績はない、など、こういうあらう資料になつていて、そのため紹介実績がないのに補助金だけは職業紹介のためにどんどんふえていく。これはどうもちょっと私は理解に苦しむんですが、それどうですか、その点。

○政府委員(石崎昭君) おっしゃるとおり、労働大臣の許可を受けまして職業紹介事業というのはこれから始まるわけでございますが、そのための準備として必要な支部を設け、必要な仕組みをつくりしていくことが年々進んでおりますので、それに伴う補助金の増と、こういうふうに考えております。

○野田哲君 紹介実績がないのに補助金が出るというのは、これはどういうことなんでしょうか。これから始まるわけでございますが、そのための準備として必要な支部を設け、必要な仕組みをつくりしていくことが年々進んでおりますので、それに伴う補助金の増と、こういうふうに考えております。

○野田哲君 始めておられるとすればそれで結構要なことでありますので、再就職対策というの

金がどんどんふえていくのは一体どういう根拠にあるのかということを私は伺つてゐるんです。

○政府委員(石崎昭君) 隊友会はおっしゃるとおり大分前からきておるわけあります。近年補助金の増をいただいて一生懸命やりつつあるのは、退職自衛官のみならず退職予定自衛官にまで幅を広げて、現に隊員である人たち、これからやめていく人たち、そういう人たちに対しても職場を探して提供していくことで、そういうことのために再就職対策の幅が広がってきた、こういうことでございます。

○野田哲君 どうもよくあなたの説明はわかりませんがね。別の角度で私は隊友会の問題を伺いたいと思うんですが、この隊友会という団体は日本国民会議という団体へ加盟しておられます。大村長官はこの日本国民会議という団体はどういう性格の団体か御存じですか。

○國務大臣(大村義治君) 余りよく存じておりません。○野田哲君 参事官は御存じですか、日本国民会議という団体。

○政府委員(石崎昭君) 私もいま初めてお聞きしました。○野田哲君 それでは私から紹介をいたしますが、「右翼・民族派辞典」のこれはコピーです。この中に日本国民会議というのがあります。組織は、政治、思想、文化、宗教、旧軍人関係などの各団体が結集した協議体。目的は共産革命の阻止、偏向教育の打破。で、現況として、毎月定期会を開催をして著名人などを講師に招いて講演を行つて、国民党への激励、抗議、要請活動を行つて、その後の人生を確保していくというのには大変重要な対策というものの重要性が認められて、御指摘の

ような年々補助金の額がふえている、こういうこととあります。隊友会は設立当初からその事業目的の中に退職自衛官の職業あつせん、援助、こういうことが定款で書かれていて、それがなぜこの三年ばかりの間にどういう理由で補助金が出るようになったのか、そしてその補助

そこで、参考のためにいま挙げたような日本国

民会議といらうのへ一緒に加盟をしている団体がどういうふうに紹介をされているか申し上げますと、まず憲法の会、これは「新日本協議会、交風俱楽部、日本郷友連盟、生長の家など十三団体を中心にして結成された、改憲運動の代表的団体」、こういうふうに紹介をされております。これもこの「右翼・民族派辞典」の中で紹介をされているわけです。そして「四十六年三月京都市において『現日本國憲法批判京都講習会』を開催。四十九年十月明治神宮において憲法の会総会を開き「日本國憲法の不当性に対する統一見解」を発表した」、こういうふうに紹介をされておりまして、「大正三年国柱会は、ここでは、「故田中智学が日蓮宗の僧籍を脱して」「横浜に蓮華会を創設したのに始まり云々」と、こうずっと続いておりまして、「大正三年国柱会と改称し、昭和二十四年十二月宗教法人として登記した国粹主義的仏教団体」、こういうふうに紹介されております。国民新聞社の紹介としては、「偏向マスコミのは是正、偏向教育のは是正、日教組解体、偏向裁判のは是正と「青法協」解体、占領憲法の改廃促進、国防思想の普及高揚」、こういうことを目的として活動している状況が紹介をされている。

討してみたいと思つています。

○野田哲君 調査して検討して、もしこの日本国民会議の加盟団体であることが事実であったとすればあなたはどうされますか、これは、断いたしたいと思います。

○野田哲君 私は、自衛官を退官された方々だけの組織であればこんなことを国会で問題にしません、これは。自由に、それぞれの団体で思想のおもむくところによつてやられるることは自由ですか。しかし、現職の自衛官が明確に構成員となつてゐる、そしてしかも、二億何千万もの補助金をもらつてゐる、そういう団体が特定の政治目的を持つて、しかもその政治目的たる日本国憲法を変えようと、こういう団体がずっと集まつてゐるところに加盟をしている。これは私はゆゆしき問題だと思うのです。

そういう団体には、私はまず補助金を出すべきでないということが一つ。それから、現職自衛官が構成員である限りはそういう組織からは離脱をすべきではないか、こう思ふんですが、長官いかがですか。

○國務大臣(大村襄治君) 繰り返して恐縮ですが、事実の点はこれから早速調査しまして、それぞれの問題点について、先生御指摘の問題を含めて検討をしていただきたいと考えております。

○野田哲君 私は仮定のことを言つてゐるわけじゃないんですよ。こういうふうに印刷物にはつきりと紹介されているんですよ。何種類ものこの「右翼・民族派辞典」とかその他に紹介されてるんですよ。それだけではありませんよ。防衛省には年鑑でよく御承知のあの年鑑があるでしょ、年鑑が。あれにも紹介されているんですよ。だから、調査して調査してと言われるが、私の指摘したこととが事実であればどう措置されますか、それを聞いておきたいんです。

○國務大臣(大村襄治君) まず、その現職自衛官が構成員になつてゐる団体が政治目的を持つ団体ますので、まず事実を調査しまして、その上で判断いたしたいと思います。

に加入することのは是非については、事実について

に加入することのは是非については、事実について調査した上結論を出したいと考えております。それから補助金の点でございますが、伺つておる限りにおきましては、政府委員の答弁のとおり、隊員をやめる前あるいはやめた人の就職問題が大変深刻になってきておりますので、もちろん職業安定所と緊密な連絡を図るわけでございますが、なお、こういった団体が民間の方々と連絡を図りながら就職口をあつせんする、この必要性が私最近高まつてきていると考えております。したがいまして、補助目的に即して正当に支出する限りにおいては、直ちにこの補助金をやるとかそういうことにはならないのではないか、伺った限りでございますが、そういう感じがいたしております。

○野田哲君 やつていることが補助目的に沿つた、即したことであれば、その団体はほかのことは何をやつてもいいということには私はならないと思うんですよ。おのずから、補助を出す以上は法的にもその活動は許される範囲の活動でなければいけないと思うんです。

これは官房長はあるいは参考官か、どなたでもいいんですが、長官がお答えになればもちろんそれで結構なんですが、防衛庁の職員、自衛隊の自衛官は憲法を守る義務これを明確に課せられていると思うんですが、この点いかがですか。

○国務大臣(大村義治君) 隊員が憲法を守る義務を課せられることはお説のとおりだと思います。

○野田哲君 その憲法を守る義務を課せられる自衛隊員は、隊員として入るときに宣誓をしているはずです。そうしてしかも政治的な行為を禁止されているはずなんです。そういう人たちがつくつていて、加盟している団体が、いまの憲法を改めよう、変えようと改憲運動をやっている団体に加盟すると、法律的に許されますか、ござりますか。

○国務大臣(大村義治君) ちょっと法律的な点もござりますので、政府委員からお答えしたいと思

い
ま
す

卷之三

員(夏目晴雄君) 防衛厅所管の公益法人としては、当然のことながら私ども、公益行為があるかないか、あるいは寄付行為定款そのものに違反することはないけれども、それを監督指導する義務がございまがって、そういういた法令もしくは寄付行為等の規定に背くような行為であれば適当なふうに考えますが、ただいま先生の国民会議なるものの実態を私どもいま初步次第でござります。

ら第一は、この隊友会が果たして国民会議に入っているのかどうかということについても、至急調査をきして、その上で結論をいただきたいというふうに考えます。

君 だから、入っていた場合にはどうなりますかということを私は聞いていますさつきから。

員(夏目晴雄君) この国民会議がどうい私どもわかりませんので、先生が言われ团体であるのかどうか、憲法を否定する體であるのかどうか——もし、仮定的話で、一般論として、現行憲法を否定する體に加入するということは適当でないと考えます。

君 私は、この公刊されている右翼辞典たわけで、根も葉もないことを言つていはないんですよ。

君 すると、私の指摘したことが事実であれ団体からはやめさせるか、あるいは現職についてでは隊友会から脱会をさせるか、措置をとりますね。

員(夏目晴雄君) まず、国民会議といふとなるが團体であるかということを十分調いただいて、その上で適当であるかどうか判断をしたいと思っております。

君 だから、私の言ったとおりの團体で当然脱会をさせるか、あるいは正規の自己をめざせるか、そういう措置をとる以外に

方法はないでしょう。きわめて簡単明瞭なことなんです。それがなぜ明確にここで答えられないんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 何回も繰り返して恐縮でございますが、この国民会議というものが、先生いまる御指摘になつたことが果たして事実であるのかどうか、そういうものがその団体の趣旨に合つてゐるものであるかどうかということ、私ども何の知識もいま持つておりません。したがいまして、調査の上しかるべき措置をとりたいといふふうに考えております。

○野田哲君 だから、私の言つたことが事実であればどうするのかということを聞いているんですよ。

○政府委員(夏目晴雄君) この国民会議という団体が現行憲法を否定し、現職隊員が賛助会員として加入している隊友会が加入する団体として適当でなければ、当然そういうことになると思います。

○野田哲君 本年の四月二十八日に「昭和五十七年度業務計画」の作成に際して指針とすべき事項に関する長官指示、こういう長官指示を出されておりまますね。この長官指示の第九項で「予備自衛官制度を充実する」と、こういう項目がありましたが、これは具体的にはどういうことを考えておられるわけですか。

○国務大臣(大村義治君) 政府委員からお答えさせます。

○政府委員(塩田章君) 予備自衛官につきましては、現在の五三中業の中で、陸上自衛隊の場合四万五千人をめどに整備したいといふことはもちろん防衛庁限りの計画でございますが、そういう考へております。それから海上自衛隊、航空自衛隊につきましても予備自衛官を——海上自衛隊の場合は現在すでにございませんけれども、航空自衛隊の場合は現在ございません。両者ともにきわめて、航空自衛隊の場合はないわけです、海上自衛

隊の場合もまだ非常に貧弱でございますので、ここでございますが、この点いかがですか。

○野田哲君 そうするとかなり、約五千人の増員ということになるわけですか。

○政府委員(塩田章君) 具体的には陸上自衛隊の中に纏り込んだものでございます。

○野田哲君 そうするとかなり、約五千人の増員とということになります。

○野田哲君 それから、この前有事法制の研究が中間報告をさされているわけですが、この有事法制の中間報告の中で「現行規定の適用時期の問題」、こういうことで自衛隊法の百三十三条の問題、それから特別の部隊の編成、予備自衛官の募集、こういう点を挙げておられるわけですが、これは私は非常に重要な問題を含んでいると思うんですね。

それは、この防衛省が発表された有事法制の研究の中では適用時期の問題ということで非常に軽く問題を提起をされておられますけれども、私はこれを検討した結果これは結局は百三十三条の適用あるいは特別の部隊の編成、予備自衛官の募集、こういう問題について、現行法では防衛出動が命ぜられた場合、七十六条の場合はこれは總理大臣が国会の承認を得て出動の命令をすることになつてゐるわけです。ところが、いまの適用の時期を検討するというのは、つまりこれらの自衛隊が命ぜられた場合、七十六条の場合はこれは總理大臣が国会の承認を得て出動することになつてゐるわけですが、いまの適用の時間が非常に重要な問題を含んでいます。

○野田哲君 つまり、有事法制の研究の中では、適用時期の問題というのは、法の百三十三条、それから特別の部隊の編成とか予備自衛官の募集、こういう非常に重要な問題を待機命令の時点で発動していく、つまりこれらのこととを抜きたいだけ国会の承認を得る手続を経ないでもやれる時代も逐次整備をさせていただきたいということを考えております。それから海上自衛隊、航空自衛隊につきましても予備自衛官を——海上自衛隊の場合は現在すでにございませんけれども、航空自衛隊の場合は現在ございません。両者ともにきわめて、航空自衛隊の場合はないわけです、海上自衛

に制度を変えていく、こういう非常に重要な問題を含んでると思うんですが、これはそういうふうに思うのですが、この点いかがですか。

○國務大臣(大村義治君) 適用時期の問題としては数項目を挙げてることは事実でございますが、私どもといたしましては、防衛出動命令は、その下令があつて初めて武力の行使が許されるわけでございますので、手続き要件としては周到な手続が定められている、そのように考えているわけでござります。防衛出動待機命令の方は、武力の行使は許されないわけですが、防衛出動命令が出される前に必要な準備が行えるようになります。

○野田哲君 それから、この前有事法制の研究が中間報告をさされているわけですが、この有事法制の中間報告の中で「現行規定の適用時期の問題」、こういうことで自衛隊法の百三十三条の問題、それから特別の部隊の編成、予備自衛官の募集、こういう点を挙げておられるわけですが、これは私は非常に重要な問題を含んでいると思うんですね。

それは、この防衛省が発表された有事法制の研究の中では適用時期の問題ということで非常に軽く問題を提起をされておられますけれども、私はこれを検討した結果これは結局は百三十三条の適用あるいは特別の部隊の編成、予備自衛官の募集、こういう問題について、現行法では防衛出動が命ぜられた場合、七十六条の場合はこれは總理大臣が国会の承認を得て出動の命令をすることになつてゐるわけですが、いまの適用の時間が非常に重要な問題を含んでいます。

○野田哲君 つまり、有事法制の研究の中では、適用時期の問題というのは、法の百三十三条、それから特別の部隊の編成とか予備自衛官の募集、こういう非常に重要な問題を待機命令の時点で発動していく、つまりこれらのこととを抜きたいだけ国会の承認を得る手續を経ないでもやれる時代も逐次整備をさせていただきたいということを考えております。それから海上自衛隊、航空自衛隊につきましても予備自衛官を——海上自衛隊の場合は現在すでにございませんけれども、航空自衛隊の場合は現在ございません。両者ともにきわめて、航空自衛隊の場合はないわけです、海上自衛

リアンコントロールの後退になりますよ。そうじやありませんか。

○國務大臣(大村義治君) 先ほど申し上げましたように、防衛出動命令下の事態に立ち至る前におきましたが、必要最小限の準備行為をいたしました。そのことを五十七年度の業計の長官指示の中の纏り込んだものでございます。

○野田哲君 そうするとかなり、約五千人の増員とということになります。

○野田哲君 それから、この前有事法制の研究が中間報告をさされているわけですが、この有事法制の中間報告の中で「現行規定の適用時期の問題」、こういうことで自衛隊法の百三十三条の問題、それから特別の部隊の編成、予備自衛官の募集、こういう点を挙げておられるわけですが、これは私は非常に重要な問題を含んでいると思うんですね。

す。

○國務大臣(大村義治君) 政府委員から答弁させ

令されるというような状況というのは、事態が緊迫した状況であるというふうに考えられるわけでござりますが、そういう事態になりますと、外部から見たとえばゲリラの潜入というふうなものが起りまして、部隊に対する侵害行為あるいは施設の破壊活動というふうなものが行われることも予想されるところでございます。一方、現在の自衛隊法におきましては、九十五条という武器防護の対処をする規定がすでにありますわざいま

すが、この規定は、御承知のようにいわゆる人間といいますか人を対象とした規定ではないというふうなことはまた御承知のとおりでございます。

そこで、私どもとしては、こういった事態が緊迫したたとえば防衛出動待機命令下にあるような際には、そういうゲリラの潜入に備えて、破壊活動に対し部隊が何ら手を出し得ないというふうなことでは不合理ではあるうか、今後防衛出動が下令されるというような事態に対して円滑に任務を遂行するという面からもそういう部隊保全の措置が必要であるうということから、この規定が望ましいというふうに考えたものでございま

す。

○野田哲君 ちょっと私はこれは被害妄想じやないかと思うんですよ。いま日本の国内に、武器を持つた自衛隊が待機命令によって待機をしてい

る、これを襲うようなゲリラが、そんな力を持つたゲリラがいると考へているんですか、防衛庁では。

○政府委員(夏目晴雄君) ただいまお答えしましたように、現在そういうものがあるとは私ども考へておりませんので、たとえば防衛出動の待機命令が発せられるような事態、すなわち情勢が非常に極度に緊迫したという状況ではそういうこともあり得るんではなかろうかというふうに考へたわけでございます。

○野田哲君 日本の国民は凶器を持つことを禁止されているんですよ。ピストルも銃も持てないんです。銃を持つ人は全部警察の許可を受けなければ持てないんですよ。自衛隊が待機命令を受け集結をしているようなところを襲うゲリラがどこにおりますか、これは。いまいなくても将来あるかもわからぬと言われるが、これは私は余りにも「そんなことわからないよ。」「あるよ。」と呼ぶ者あり) やかましいですよ、そつちは、委員長、あれとめてもらわなきゃ私質問続けませんよ。——これは、あなた方はそういう口実によつて結局は武器を早く使う、待機命令の段階から武器を使つて、こういう制度をつくろうと考えてゐるんじゃないですか。そうでしょ。

○政府委員(夏目晴雄君) 御指摘のとおり、自衛隊法第七十六条规定では、外部からわが国に対する武力攻撃をなわち組織的、計画的な攻撃があつた場合に際しては、当然のことながら防衛出動が下令されまして武力行使ができるわけでございます。防衛出動待機命令の段階で武力行使ができないこと、また当然でございます。ただ、そういう段階におきまして私ども自衛隊法第七十六条の武力攻撃を受けたときと同じようく武力の行使をしようとしたことではなくて、あくまでもそういう緊迫事態において外部からの、たとえばゲリラの侵害があった場合に、それに対する警戒的行動で武力攻撃を受けたときと同じようく武力の行使をしようとしたことになります。待機命令が出ておる事態のみならず、それが以前からでも必要によっては警戒態勢の段階区分を設けて入つていただきたいと考へておる次第ですか。七十七条の出動待機命令が発せられる状態の中での区分ということになるわけですか。

○野田哲君 一応別個の考え方でございます。

○政府委員(塙田章君) ますた機会を改めてやりたいと思います。

○野田哲君 「防衛準備」というのがありますね。

○政府委員(夏目晴雄君) これは自衛隊の人員の充足、それから再配置、作戦用の資材の確保、こういう点が提起をされてい

るわけですが、つまりこれは、人員の充足とい

うのは予備自衛官の募集ということを意味しているのか。それから再配置というのも、その予備自衛官の募集を含めた形での部隊の再編成、こういう

ふうなことを考えておられるのか。それから作戦用資材の確保というのは、これは百三條の発動と

いう意味なんですか。

○政府委員(塙田章君) まず人員の充足、再配置

時点、時期に待機命令が出されるわけですが、そういう時点において必要最小限その程度の措置が必要ではないか。手をこまねいて全く相手方のな

すがままに任せると、いうようなことでは防衛出動もございますが、同時に普通の毎年行つております。

○野田哲君 だから、つまり出動命令前でも武器

を使えるようにしておいたいということですね。待機命令の段階から武器を使えるようにしたい——まあいいですよ。もう、そうとしか私は思えないの

で、またこれは全体の構造ができたときに議論を

する機会があると思いますから、そのときに改めて議論をいたしたいと思います。

○野田哲君 次は、「防衛研究」ですね。この中で「警戒態勢基準」というのを定めてあるわけですが、この警戒態勢、警戒待機の態勢をとる場合の警戒態勢の区分、措置。これは具体的にはどういうことなんですか。七十七条の出動待機命令が発せられると、また当然でございます。ただ、そういう段階

がおきましたとして私ども自衛隊法第七十六条の武力攻撃を受けたときと同じようく武力の行使をしようとしたことではなくて、あくまでもそういう緊迫事態において外部からの、たとえばゲリラの侵害があつた場合に、それに対する警戒的行動で武

器の使用ができるという最小限度の措置が必要であります。待機命令が出ておる事態のみならず、そ

れ以前からでも必要によっては警戒態勢の段階区分を設けて入つていただきたいと考へておる次第ですか。

○野田哲君 また機会を改めてやりたいと思いま

すが、もう一つきょう伺つて、あと、さらに予定

されていますね。部隊がいろんな準備に必要な資材の購入がござりますので、そういうことを広くとらえた概念でございます。

○野田哲君 また機会を改めてやりたいと思いま

すが、もう一つきょう伺つて、あと、さらに予定

されていますね。部隊がいろんな準備に必要な資材の購入がござりますので、そういうことを広くとらえた概念でございます。

○野田哲君 また機会を改めてやりたいと思いま

すが、もう一つきょう伺つて、あと、さらに予定

されていますね。部隊がいろんな準備に必要な資材の購入がござりますので、そういうことを広くとらえた概念でございます。

○野田哲君 「防衛準備」というのがありますね。

○政府委員(夏目晴雄君) これは自衛隊の人員の充足、それから再配置、作

戦用の資材の確保、こういう点が提起をされてい

るわけですが、つまりこれは、人員の充足とい

うのは予備自衛官の募集ということを意味しているのか。それから再配置というのも、その予備自衛官の募集を含めた形での部隊の再編成、こういう

ふうなことを考えておられるのか。それから作戦用資材の確保というのは、これは百三條の発動と

いう意味なんですか。

○野田哲君 たとえば部隊から御承知のようにい

るところを襲うゲリラがどこにおりますか、これは。いまいなくても将来あるかもわからぬと言われるが、これは私は余りにも「そんなことわからないよ。」「あるよ。」と呼ぶ者あり)

日本は凶器を持つことを禁止しているんですよ。ピストルも銃も持てないんですよ。銃を持つ人は全部警察の許可を受けなければ持てないんですよ。自衛隊が待機命令を受け集結をしているようなところを襲うゲリラがどこにおりますか、これは。いまいなくても将来あるかもわからぬと言われるが、これは私は余りにも「そんなことわからないよ。」「あるよ。」と呼ぶ者あり)

日本は凶器を持つことを禁止しているんですよ。ピストルも銃も持てないんですよ。銃を持つ人は全部警察の許可を受けなければ持てないんですよ。自衛隊が待機命令を受け集結をしているようなところを襲うゲリラがどこにおりますか、これは。いまいなくても将来あるかもわからぬと言われるが、これは私は余りにも「そんなことわからないよ。」「あるよ。」と呼ぶ者あり)

これを約束をされてきたわけだ。防衛局長が説明したような形が事実とすれば、一千海里のシーレーンというのは線ではなくて面なんだということを総理が理解をしてシーレーンの役割り分担をし始めたということになれば、これは太平洋地域の大変な面積の役割り分担を総理はしてきたというふうですが、そういう経過があつたわけですね。局長、どうですか。

○政府委員(塙田章君) 鈴木総理の訪米前に御指摘の原次官、私が総理に御説明しましたのは、たしか四月二十日だったと思ひますが、いまの御指示がいわいから、ずっと太平洋の広大な面積を役割り分担を約束してきた、そういうことになると思ひますが、そういう経過があつたわけです。局長、どうですか。

○政府委員(塙田章君) 鈴木総理の訪米前に御指摘の原次官、私が総理に御説明しましたのが、たしか四月二十日だったと思ひますが、いまの御指示がいわいから、ずっと太平洋の広大な面積を役割り分担を約束してきた、そういうことになると思ひますが、そういう経過があつたわけです。局長、どうですか。

○政府委員(塙田章君) 鈴木総理の訪米前に御指摘の原次官、私が総理に御説明しましたのは、たしか四月二十日だったと思ひますが、いまの御指示がいわいから、ずっと太平洋の広大な面積を役割り分担を約束してきた、そういうことになると思ひますが、そういう経過があつたわけです。局長、どうですか。

たと思っております。

○首脳会談でございますけれども、いま先生は首脳会談で一千海里の防衛を約束したとおっしゃいましたが、私が承知する限りでは、首脳会談では

そういう具体的な何千海里とかいう言葉は出ておらないはずでございまして、総理がおつしやったのは、後でプレスクラブの演説が何かで、日本は航路帯を設けた場合には一千海里の防衛力の整備を図っているんだということをお話しされたようになります。それは私どもが常々国会等でお聞きしております。お答えをしておるとおりでございまして、別段変わつたことは何もないというふうに私は理解をしておるわけであります。

○野田哲君 一千海里のシーレーンの役割りを分担しようとなれば、これから一体どういう装備が必要だと考えているんですか。私が考えれば、もうこの役割りは、本当にアメリカと約束した形で果たしていこうとすれば航空母艦がなければ果たせないと思いますが、その点どうですか。

○政府委員(塙田章君) いま申し上げましたように、かねてから航路帯を設けた場合には一千海里程度は防衛できる海上防衛力を整備したいというふうな概念で来るような狭い幅のものではなくて、もう少し広い幅のものですよということは御説明をしたわけです。それは、実際に潜水艦がいまだどういう性能を持つていて、その潜水艦をまことに御説明しまして、その潜水艦の対潜水艦攻撃、その守る方の対潜水艦攻撃といふものを全部守る

いし、持たない、このことをここで確認できますか。

○國務大臣(大村義治君) ただいま政府委員がお答えしましたように、防衛計画大綱の水準の達成を早く図ることによって海上防衛力の充実を図つてまいりたいと考えております。したがいまして、現在のところ、航空母艦を持つことは考えておりません。

○野田哲君 現在のところということを私は聞いております。それは私どもが常々国会等でお聞きしております。お答えをしておるとおりでございまして、別段変わつたことは何もないというふうに理解できますか。

○國務大臣(大村義治君) お答えします。

現在のところ、そのようなことは考えていません。

○野田哲君 私は現在を聞いているんじゃないんですよ。日本の憲法、法制上からいつても必要なことの役割りは、本当にアメリカと約束した形で果たしていこうとすれば航空母艦がなければ果たせないと思いますが、その点どうですか。

○政府委員(塙田章君) いま申し上げましたように、かねてから航路帯を設けた場合には一千海里程度は防衛できる海上防衛力を整備したいというふうなことを申し上げておるわけですが、それは、具体的に申し上げれば防衛計画の大綱の線は早く到達したいということです。それ以上何も御指摘のようには航空母艦を持つとかそういうふうなことを考えておるわけではありません。

○野田哲君 装備の上でそういうものがなくても

第三章第六節第一款中第七十五条の前に次の目名を付する。

第一目 降任、休職、免職等

第八十一条第一項中「左に」を「次に」に、「分限」を「分限(定年に係るもの)を除く。次項において同じ。」に、「乃至前条」を「から前条まで」に改める。

第三章第六節第一款に次の一日を加える。

(定年による退職)

第二目 定年

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

前項の定年は、年齢六十とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢

約束が果たせると考えておられるわけですか、役割りについて。

○政府委員(塙田章君) 防衛計画の大綱は、海上防衛力につきましては対潜水上艦艇約六十隻、対潜航空機約二百二十機というふうに別表で書いてござります。これが私どもの計画どおり整備されれば、私ども、わが国周辺数百海里、航路帯を設けた場合には約一千海里という目標に対しましては定期的に防衛力は上がるというふうに考えていいます。

○野田哲君 大村長官、航空母艦は絶対に必要な

○委員長(林道君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○野田哲君 終わります。

午後六時四十分解散会

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、國家公務員法の一部を改正する法律案(第一九三回国会提出、衆議院継続審査)

一、自衛隊法の一部を改正する法律案(第九十

三回国会提出、衆議院継続審査)

一、府舎の監視その他の府務及びこれに準ずる

一、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十三回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

国家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第一款 分限

第一目 降任、休職等

第一目 定年

業務に従事する職員で人事院規則で定めるも

の 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責

任に特殊性があること又は欠員の補充が困難

であることにより定年を年齢六十年とするこ

とが著しく不適当と認められる官職を占める

職員で人事院規則で定めるもの 六十年を超

え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則

で定める年齢

前一項の規定は、臨時の職員その他の法律に

より任期を定めて任用される職員及び常時勤務

を要しない官職を占める職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員

が前条第一項の規定により退職すべきこととな

る場合において、その職員の職務の特殊性又は

その職員の職務の遂行上の特別の事情からみて

その退職により公務の運営に著しい支障が生ず

ると認められる十分な理由があるときは、同項

の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職

日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で

期限を定め、その職員を当該職務に従事させる

ため引き続いて勤務させることができる。

任命権者は、前項の期限又はこの項の規定に

より延長された期限が到来する場合において、一

前項の事由が引き続き存すると認められる十分

な理由があるときは、人事院の承認を得て、一

年を超えない範囲内で期限を延長することができます。ただし、その期限は、その職員に係る定

年退職日の翌日から起算して三年を超えること

ができない。

(定年退職者の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第

一項の規定により退職した者又は前条の規定に

より勤務した後退職した者について、その者の

能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確

保するため特に必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要

する官職に採用することができる。

前項の任期又はこの項の規定により更新され

た任期は、人事院規則の定めるところにより、

一年を超えない範囲内で更新することができ

る。

前二項の規定による任期については、その未

日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算

して三年を超えることができない。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の五 内閣総理大臣は、職員の定年に

関する事務の適正な運営を確保するため、各行

政機関が行う当該事務の運営に因る必要な調整

を行なはか職員の定年に関する制度の実施に

関する施策を調査研究し、その権限に属する事

項について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日か

ら施行する。ただし、次条の規定は、公布の日

(実施のための準備)

から施行する。

(以下「新法」という。)の規定による職員の定年

に関する制度の円滑な実施を確保するため、任

命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その

他の必要な準備を行なうものとし、人事院及び内閣

総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者

の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措

置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日までに新法第八十一条の二第二項に

規定する定年に達している職員(同条第三項に

規定する職員を除く)は、施行日に退職する。

第四条 新法第八十一条の三の規定は、前条の規

定により職員が退職すべきこととなる場合につ

いて準用する。この場合において、新法第八十

一条の三第一項に「同項」とあるのは、「国家公務

員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律

号。以下「昭和五十五年法律第六号」とい

う。)附則第三条と、同条中「その職員

に係る定年退職日」とあるのは、「昭和五十五年法

律第六号の施行日」と読み替えるものとす

る。

第五条 新法第八十一条の四の規定は、附則第三

条の規定により職員が退職した場合又は前条に

おいて準用する新法第八十一条の三の規定によ

り職員が勤務した後退職した場合について準用

する。この場合において、新法第八十一条の四

第三項中「その者に係る定年退職日」とあるの

は、「その者が年齢六十年(退職した時に第八十

一条の二第二項各号に掲げる職員であつた者に

あつては、当該各号に定める年齢に達した日」

と読み替えるものとする。

(国が經營する企業に勤務する職員の給与等に

関する特例法(一部改正)

第六条 国の經營する企業に勤務する職員の給与

等に関する特例法(昭和十九年法律第百四十

一号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(定年)

第五条の二 職員に関する国家公務員法第八十

一条の二第一項及び第二項並びに第八十一条

の三第二項の規定の適用については、同法第

八十二条の二第一項中「第五十五条第一項に

規定する任命権者若しくは法律で別に定めら

れた任命権者」とあるのは、「国が經營する企

業に勤務する職員の給与等に関する条例

(以下「給与特例法」という。)第四条に規定

する主務大臣又は政令の定めるところにより

その委任を受けた者(以下「主務大臣等」とい

う。)と、同条第二項中「人事院規則で」とあるのは、「給与特別法第四条に規定する主務大臣

が」と、同法第八十一条の三第二項中「人

事院の承認を得て」とあるのは、「主務大臣等

(国が經營する企業に勤務する職員に関する経

過措置)

第七条 国の經營する企業に勤務する職員の給与

等に関する特例法第二条第二項に規定する職員

についての附則第三条及び第四条の規定によ

る改正後の国が經營する企業に勤務する職員の

給与等に関する特例法(以下「給与特例法」とい

う。)第五条の二の規定により読み替えて適用

される新法第八十一条の二第二項」と、附則第

四条中「新法第八十一条の三」とあるのは、「給

与特例法第五条の二の規定により読み替えて適

用される新法第八十一条の三」と、「国家公務

員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律

号。以下「昭和五十五年法律第六号」とい

う。)附則第三条」とあるのは、「国家公

務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律

号。以下「昭和五十五年法律第六号」とい

う。)附則第七条の規定により読み替えて適

用される昭和五十五年法律第六号附則第三条

と読み替えるものとする。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第八条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法

律第二百九十九号)の一部を次のように改正す

ることとする。

(小字及び一は衆議院修正)

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一

部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の三条を加える。

(自衛隊以外の隊員の定年及び定年による退職

第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この

条及び次条において同じ)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は長官があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において

2 いて「定年退職日」という。に退職する。
前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、

次の各号に掲げる隊員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

病院等で歯科を専門とする歯科医師及び歯科医師 年齢六十五年

業務に従事する隊員で政令で定めるもの
年齢六十三年

三 前二号に掲げる隊員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難

であることにより定年を年齢六十年とするこ
とが著しく不適当と認められる機会がある様

とが著しく不適当と認められる職を除く場合員で政令で定めるもの 六十年を超えて、六十

五年を越えない範囲内で政令で定める年齢

員には適用しない。

二 法律により任期を定めて任用された隊員
三 非常勤の隊員

第四十四条の三 第三十一条第一項の規定により
隊員の任免について権限を有する者(以下「任命

「権者」という。)は、定年に達した隊員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合で

おいて、当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職

が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があるときは、司額の相

論される「分かちあわせ」の問題に付いては、既に前回の特集で述べた。

翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該隊員をその職務に従事させるため

引き続いて隊員として勤務させることができ
る。

任命権者は前項の期限又はこの項の規定

より延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、長官の定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(定年退職者の再任用)

第四十四条の四 任命者は、第四十四条の二第一項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四十五条の見出しを「(自衛官の定年及び定年による退職の特例)」に改め、同条第一項を次のように改める。

自衛官(陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条において同じ)は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

第四十五条第二項中「停年」を「定年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

第七十条第四項中「停年」を「定年」に改める。

(実施のための準備)
第一条 この法律による改正後の自衛隊法（以下「新法」という。）の規定による隊員（自衛官を除く。以下同じ。）の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な措置を講ずるものとする。
(経過措置)
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに新法第四十四条の二第二項に規定する定年に達している隊員（同条第三項に規定する隊員を除く。）は、施行日に退職する。
第四条 新法第四十四条の三の規定は、前条の規定により隊員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第四十四条の三第一項中「同項」とあるのは「自衛隊法第六条の二第一項」である。
第五条 新法第四十四条の四の規定は、附則第三条と、同条中「当該隊員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十五年法律第六号の施行の日」と読み替えるものとする。
第六条 新法第四十四条の四の規定は、前条において準用する新法第四十四条の三の規定によつて、附則第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十年（退職した時に第四十四条の二第一項各号に掲げる隊員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日」と読み替えるものとする。
(防衛庁職員給与法の一部改正)
第六条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の二第一項中「停年」を「定年」に、

(第四十五条第二項)を(第四十五条第三項)に改め、同条第一項中「停年」を「定年」に改める。

附則第十三条の十第一項中「停年」を「定年」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第五百一十八号)の一部を次のようして改正する。

附則第十項中「三十号」の下に「以下「法律第三十号」といふ。」を加える。

附則に次の四項を加える。

13 職員のうち、国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第一号)第一条の規定の施行の日(以下「五十六年法第一号施行日」という。)前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて旧フランク類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五百一十八号)第十六条第二項に規定する指定機関(指定機関であつた期間の前後の内閣総理大臣が定める期間における当該指定機関とされた法人を含む。)に使用される者役員及び常勤勤務に服することを要しない者を除く。以下「指定機関職員」ということとなるため退職をし、かつ引き続き指定機関職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者(引き続き指定機関職員として在職した後引き続いて公庫等職員として在職し、その後引き続き就いて再び職員となつた者を含む。)の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、指定機関職員となる前の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

14 職員のうち、五十六年法第一条施行日前に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体(五十六年法第一条施行日前における地方公共団体の退職手当に関する規定に、職員としての勤続期間を當該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算する旨の規定

(以下「通算規定」という)がない地方公共団体に限る)の地方公務員となるため退職をし、かつ、引き続いた後引き続いて再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算について

は、五十六年法第一条施行日における当該地方公共団体の退職手当に関する規定に通算規定がある場合に限り、同条第五項の規定にかわらず、当該地方公共団体の地方公務員となる前の職員としての在職期間の期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

15 前二項に規定する者が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、法律第三十号附則第十二項の規定の例により計算した額とする。

16 附則第十四項に規定する者のうち、昭和四十七年十二月一日に地方公務員であった者は、法律第三十号附則第五項に規定する適用日に在職する職員とみなす。

第二条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(一部改正)

法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の百」二十を「百分の百十」に改める。

附則第六項中「をこえ四十二年」を「を超える二十八年」に改める。

(再検討)

18 職員が退職した場合に支給する退職手当の基準については、今後の民間事業における退職金の支給の実情、公務員に関する制度及びその運用の状況その他事情を勘案して総合的に再検討を行い、その結果必要があると認められる場合には、昭和六十年度までに所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律○は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下「改正後の法」という)附則第十三項から第十六項までの規定

は、昭和四十七年十二月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 3 第一条の規定によるこの法律の施行の日から昭和五十七年三月三十日までの間における改正後の国家公務員等

退職手当法の一部を改正する法律附則第五項

(同法附則第六項又は第七項において例による場合を含む)及び同法附則第六項の規定の適用については、○昭和五十七年一月一日から同年十二月三十日までの間ににおいては同法

退職手当法の一部を改正する法律附則第五項中「百分の百十」

とあるのは「百分の百十五」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「四十年」とする。昭和五十一年までの間ににおいては

八年一月一日から同年十二月三十日までの間ににおいては同法附則第五項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同法附則第六項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。

4 昭和四十七年十二月一日から第一条の規定の施行日の前日までの期間(以下「適用期間」という)内に退職した者につき、改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勘定期間に関する事項のうちこれらの項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他の該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令(以下「退職時の法令」という)の規定によるものとする。

5 适用期間内に退職した者で改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定の適用を受けるもの(そのものの退職が死亡による場合は、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族)が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る改正後の法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族(当該退職した者の退職が死亡による場合は、その者の他の遺族)で適用期間内に死亡したものに対するものに対し、その請求により、支給する。

当)は、改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当(前二項に規定する遺族に支給すべき改正後の法及び附則第四項の規定による退職手当を含む)の内払とみなす。

6 び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であった者」と読み替えるものとする。

7 适用期間内に退職した者で改正後の法附則第十三項から第十六項までの規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいて第一条の規定の施行前に既に支給された退職手当(そのものの退職が死亡による場合は、その遺族に退職時の法令の規定に基づいて第一条の規定の施行前に既に支給された退職手当)の額を支給する。

第九号中正誤

ペジ 段 行 誤
七 二 から あれをを

正

昭和五十六年六月十日印刷

昭和五十六年六月十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局